

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2021年12月 第2回訂正分)

株式会社エフ・コード

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2021年12月16日に関東財務局長に提出し、2021年12月17日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2021年11月19日付をもって提出した有価証券届出書及び2021年12月8日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集100,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し83,600株(引受人の買取引受による売出し59,700株・オーバーアロットメントによる売出し23,900株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2021年12月16日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【募集の方法】

2021年12月16日に決定された引受価額(1,858.40円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格2,020円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

(欄内の数値の訂正)

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「89,240,000」を「92,920,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「89,240,000」を「92,920,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

- (注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。
5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(欄内の数値の訂正)

- 「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「2,020」に訂正。
- 「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,858.40」に訂正。
- 「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3.」を「929.20」に訂正。
- 「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4.」を「1株につき2,020」に訂正。

(欄外注記の訂正)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
- 発行価格の決定に当たりましては、仮条件(1,860円～2,020円)に基づいてブックビルディングを実施いたしました。
- 当該ブックビルディングの状況につきましては、
- ①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
- ②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
- ③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
- 以上が特徴でありました。
- 上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,020円と決定いたしました。
- なお、引受価額は1,858.40円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(2,020円)と会社法上の払込金額(1,581円)及び2021年12月16日に決定された引受価額(1,858.40円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は929.20円(増加する資本準備金の総額92,920,000円)と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,858.40円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

〈欄内の数値の訂正〉

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2021年12月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,858.40円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき161.60円)の総額は引受人の手取金となります。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1. 上記引受人と2021年12月16日に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。当該委託販売分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。また、これらの委託販売分とは別に株式会社SBI証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託します。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われます。なお、当社の株主は、その有する1単位(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)2をご参照下さい。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額の総額(円)」の欄：「178,480,000」を「185,840,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「166,480,000」を「173,840,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額173,840千円及び「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限44,415千円を合わせた手取概算額合計上限218,255千円については、①事業の拡大に伴う人材基盤の拡充のための採用費及び人件費、②サービス認知度の向上及び顧客基盤拡大のための広告宣伝費及び代理店等への販売手数料、③サービスの追加機能開発など、ソフトウェア開発費用に充当する予定であります。具体的には以下の投資を予定しております。

- ①事業の拡大に伴う人材基盤の拡充のための採用費及び人件費として70,000千円

(2022年12月期：70,000千円)

- ②サービス認知度の向上及び顧客基盤拡大のための広告宣伝費及び代理店等への販売手数料として91,255千円

(2022年12月期：40,000千円、2023年12月期：51,255千円)

- ③サービスの追加機能開発など、ソフトウェア開発費用として57,000千円

(2022年12月期：27,000千円、2023年12月期：30,000千円)

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2021年12月16日に決定された引受価額(1,858.40円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格2,020円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「115,818,000」を「120,594,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「115,818,000」を「120,594,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を**勘案した結果、**オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1. 2. 」を「2,020」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「1,858.40」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「1株につき2,020」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3. 」を「(注)3.」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 株式会社SBI証券 59,700株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき161.60円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2021年12月16日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「46,366,000」を「48,278,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「46,366,000」を「48,278,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び 6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「2,020」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき2,020」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2021年12月16日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である工藤勉(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年11月19日及び2021年12月7日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式23,900株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 23,900株
募集株式の払込金額	1株につき1,581円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。(注)
払込期日	2022年1月19日(水)
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都目黒区上目黒二丁目1番2号 株式会社三菱UFJ銀行 祐天寺支店

(注) 割当価格は2021年12月16日に決定いたしました。

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2022年1月14日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(23,900株)を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2021年12月 第1回訂正分)

株式会社エフ・コード

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2021年12月8日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2021年11月19日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集100,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し83,600株(引受人の買取引受による売出し59,700株・オーバーアロットメントによる売出し23,900株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、2021年12月7日開催の取締役会において決議したため、これらに関する事項を訂正するため、また、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員の状況」並びに「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容に誤りがあったため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(欄外注記の訂正)

(注) 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

3. 上記とは別に、2021年11月19日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式23,900株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2 【募集の方法】

2021年12月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2021年12月7日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,581円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。(略)

(欄内の数値の訂正)

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄:「154,700,000」を「158,100,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄:「154,700,000」を「158,100,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「83,720,000」を「89,240,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「83,720,000」を「89,240,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(1,860円~2,020円)の平均価格(1,940円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は194,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(欄内の数値の訂正)

「払込金額(円)」の欄:「未定(注)2.」を「1,581」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,860円以上2,020円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年12月16日に引受価額と同時に決定する予定であります。
需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,581円)及び2021年12月16日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,581円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(欄内記載の訂正)

「引受株式数(株)」の欄の引受人の引受株式数：「未定」を「株式会社SBI証券76,000、アイザワ証券株式会社2,400、あかつき証券株式会社2,400、岩井コスモ証券株式会社2,400、極東証券株式会社2,400、マネックス証券株式会社2,400、水戸証券株式会社2,400、岡三証券株式会社1,600、東洋証券株式会社1,600、丸三証券株式会社1,600、楽天証券株式会社1,600、エイチ・エス証券株式会社800、光世証券株式会社800、松井証券株式会社800、むさし証券株式会社800」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(2021年12月16日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。当該委託販売分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。また、これらの委託販売分とは別に株式会社SBI証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託する予定です。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われる予定です。なお、当社の株主は、その有する1単元(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)2をご参照下さい。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(欄内の数値の訂正)

「払込金額の総額(円)」の欄：「167,440,000」を「178,480,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「155,440,000」を「166,480,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,860円～2,020円)の平均価格(1,940円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額166,480千円及び「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限42,656千円を合わせた手取概算額合計上限209,136千円については、①事業の拡大に伴う人材基盤の拡充のための採用費及び人件費、②サービス認知度の向上及び顧客基盤拡大のための広告宣伝費及び代理店等への販売手数料、③サービスの追加機能開発など、ソフトウェア開発費用に充当する予定であります。具体的には以下の投資を予定しております。

①事業の拡大に伴う人材基盤の拡充のための採用費及び人件費として70,000千円

(2022年12月期：70,000千円)

②サービス認知度の向上及び顧客基盤拡大のための広告宣伝費及び代理店等への販売手数料として82,136千円

(2022年12月期：40,000千円、2023年12月期：42,136千円)

③サービスの追加機能開発など、ソフトウェア開発費用として57,000千円

(2022年12月期：27,000千円、2023年12月期：30,000千円)

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「108,654,000」を「115,818,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「108,654,000」を「115,818,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(1,860円～2,020円)の平均価格(1,940円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「43,498,000」を「46,366,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「43,498,000」を「46,366,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(1,860円～2,020円)の平均価格(1,940円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である工藤勉(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年11月19日 及び2021年12月7日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式23,900株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 23,900株
募集株式の払込金額	<u>1株につき1,581円</u>
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	2022年1月19日(水)
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都目黒区上目黒二丁目1番2号 株式会社三菱UFJ銀行 祐天寺支店

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2022年1月14日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

第二部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性1名(役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	工藤 勉	1983年 7月 4日	2004年 7月 株式会社免許オンデマンド設立 取締役 2006年 3月 当社設立。取締役 2011年 3月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 3	1,323,300
(省略)					
監査役	山岡 佑	1986年 4月 3日	2010年 1月 有限責任監査法人トーマツ入所 2014年 3月 山岡佑公認会計士事務所開設 同所長(現任) 2019年 1月 株式会社シクミヤ設立 代表取締役(現任) 2019年 7月 <u>ANYCOLOR株式会社</u> <u>監査役(現任)</u> 2021年 1月 当社監査役(現任)	(注) 4	13,500
(省略)					

(以下省略)

第四部 【株式公開情報】

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(省略)			
菅原 冬樹	東京都台東区	12,300	0.55
(省略)			

(以下省略)

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2021年11月



株式会社エフ・コード

- 1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式154,700,000円(見込額)の募集及び株式108,654,000円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式43,498,000円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年11月19日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

- 2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社エフ・コード

東京都新宿区市谷八幡町2番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. ミッション

マーケティングテクノロジーで世界を豊かに

当社は、「マーケティングテクノロジーで世界を豊かに」をミッションとして掲げ、未だ無限の可能性を秘めた事業活動のデジタル化の領域において、経験を有するコンサルタントによる直接的なサービスと、その知見を具現化したソフトウェアの提供により、所在地や業種を問わず、多くの企業とその先にいる生活者（※1）との豊かな関係をつなぐハブになるべく、最先端のデジタルテクノロジーを駆使してデジタルトランスフォーメーション（以下、DX、※2）の推進を支援し、より豊かな情報社会の実現を目指しております。

2. 事業の概況

企業のDX推進をワンストップで支援

企業におけるDXへの取り組み意識が高まる中、情報化の進展した現代において、そのニーズは業務のデジタル化といった個別のものからビジネス変革へつながるものまで、多岐にわたっております。

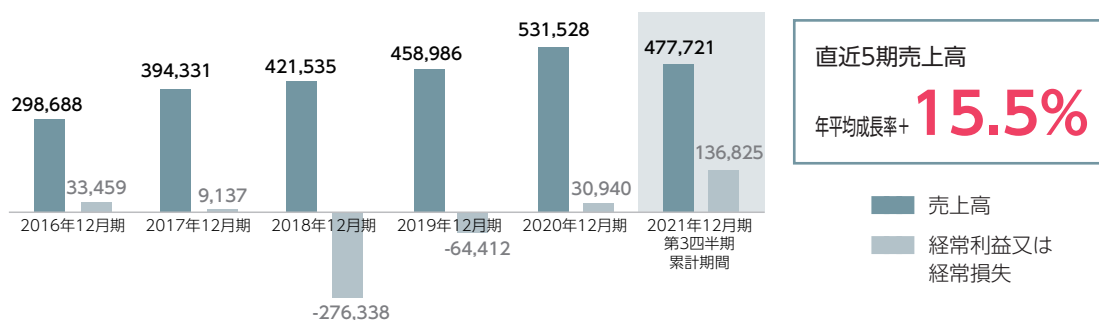
DXが活発化している一方で、最終的に情報・サービスを受け取る生活者側がDX化のメリットを十分に享受しカスタマー・エクスペリエンス（以下、CX、※3）を充実したものへ高めることは企業と生活者との豊かな関係を育むうえで重要ですが、価値観が多様化し、デジタル技術の進展により情報接点の氾濫した情報社会においては、企業と生活者とのコミュニケーションは複雑さを増し、かえって望む情報と出会うこと・届けることが難しくなっている側面が出てきていると考えております。

当社では、現代における企業と生活者との複雑な関係性をふまえ、DX領域における多種多様な個別課題の背景に存在する“デジタル上での生活者とのコミュニケーションがどうあるべきか”というCXの全体観を整理したうえで、DX化によって解決すべき課題を明確にし、より効果的に、広範囲なデジタルサービスを展開しております。

当社は、長年のサービス提供の過程において蓄えたCX領域のデータ解析・ノウハウをコアとして、複雑なDXニーズに対してワンストップでのサービス提供を強みに成長してまいりました。

売上高／経常利益又は経常損失

単位：千円



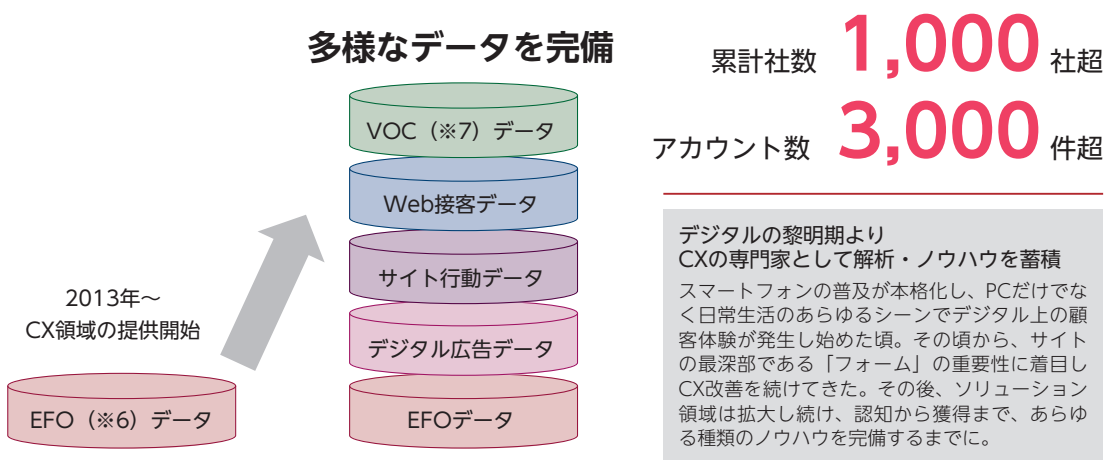
3. 事業の内容

CX領域の高い知見とデータを武器にDXを推進

当社は、創業以来より行うデジタルコンサルティング、デジタル広告運用などの実績・経験から得られた知見・ノウハウを長年にわたりデータとして蓄積してまいりました。また、これらのサービス提供の過程において、CXの重要性に着目し、2013年より10年近くにわたりSaaS（※4）型のマーケティングツールとして、エントリーフォーム最適化ツールやブラウザプッシュ通知（※5）ツール、Web接客ツールなど、広告データやサイト解析データだけではなく、エントリーフォームの入力事項やサイト内のチャット等の反応といったユーザーとの深いコミュニケーション領域におけるデジタルマーケティングサービスを提供してまいりました。

これまでに培った知見及び蓄えられた独自のCXデータは、累計1,000社を超えるユニークなCXデータ基盤として進化を続け、より質の高いDX推進サービスのための不可欠かつ強力な武器となっております。

当社独自のCXデータ基盤を保有することで、顧客の課題に即してコアなCX解析を行うことが可能となり、解決すべき・取り組むべき課題を生活者目線から設計できることで、DX施策をより効果的なものとして推進し、企業のDXを実現しております。



広告・UI/UX・営業・CRM等の幅広い市場で展開

DX領域は、デジタル広告、サイトUI/UX（※8）、DM営業、CRM等、具体化された課題領域が多岐にわたり、市場で提供されるサービスも数多く存在している状況です。

DX化においては、個別に取り入れたデジタル施策等をそれらが機能する領域のみににおいて推進することで、サービスが乱立した結果、部分最適に陥ってCXを損なうケースが少なくありません。

当社では、CXデータ基盤を保有する強みを活かし、生活者目線でDXを推進、個々のデジタル施策を戦略上一体となるように実行して、DXとCXがそれぞれ損なうことなく十分に機能することを目指します。

そのため、当社のDXサービスにおける対象領域は特定の領域に限定されず、広告領域・UI/UX・営業活動・CRM領域等、企業の様々なDXニーズに対応するべく幅広い市場に展開・提供し、顧客の業種別・課題ごとに適切な施策を実施し、事業成長を支援しております。

DXサービス紹介

当社の事業は、CX領域のデータ基盤を軸に企業のDX推進をワンストップで支援するサービスを提供しておりますが、DXの支援領域によって「デジタル顧客獲得支援サービス」、「デジタル顧客育成支援サービス」の2つのサービスを備えております。ワンストップだからこそその複数・広範囲のサービスの提供によって、顧客数・単価はともに上昇傾向を維持しております。

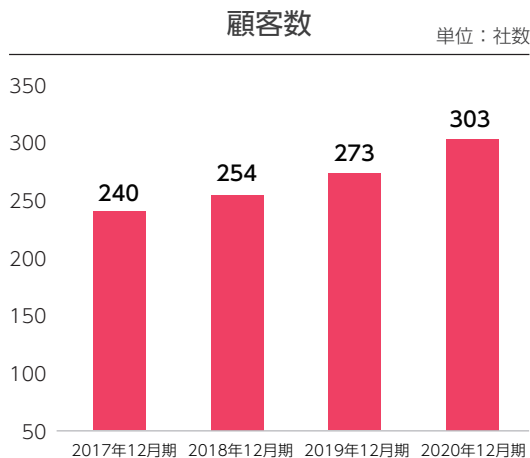
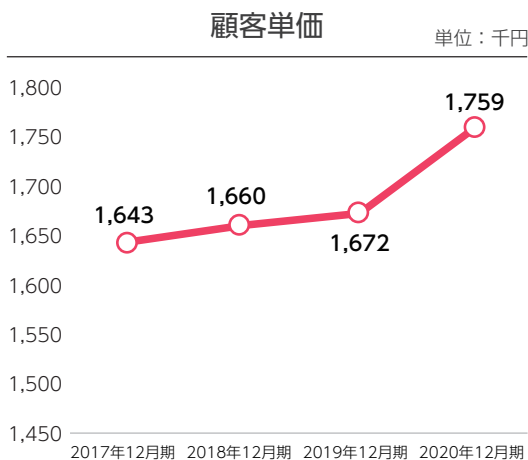
また、データ解析による顧客課題に即したソリューションを提供することで、継続的な長期プロジェクト化を前提とする支援が多く、売上高のうち「継続型売上」(※9)が高い比率を占めております。

(1) デジタル顧客獲得支援サービス

デジタル顧客獲得支援サービスにおいては、顧客クライアントのデジタル戦略の設計やデジタルマーケティング活動の改善など、主にクライアントの顧客獲得のデジタル化の領域を支援するサービスを提供しております。当社の強みでもあるCXデータ基盤を参照することで、前提となるクライアントの課題を分析し、クライアントとその顧客にとって最適なコミュニケーションのための戦略を設計・実行することを可能とし、顧客獲得を支援しております。

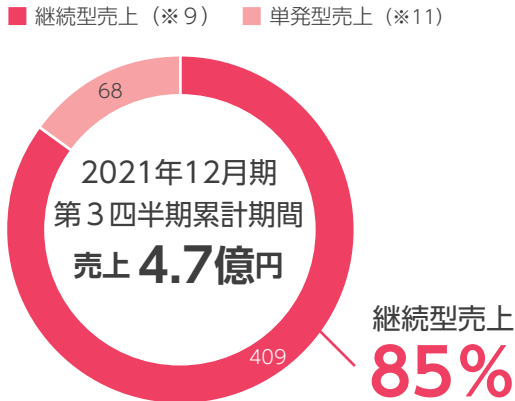
(2) デジタル顧客育成支援サービス

デジタル顧客育成支援サービスにおいては、当社がSaaS型ソフトウェアとして提供するWeb接客ツール「CODE Marketing Cloud」を中心としたクライアントのサイトUI/UXの改善やDM設計・改善、コール営業のデータ分析からインサイドセールス(※10)の改善支援など、クライアントが獲得した見込顧客の成約率・継続率の向上を図るための個別のデジタル施策を広範囲に提供し、当社の強みでもあるCXデータ基盤による分析から導かれた最適なものを一体となって実行することで、見込顧客の育成(ロイヤル化)を支援しております。



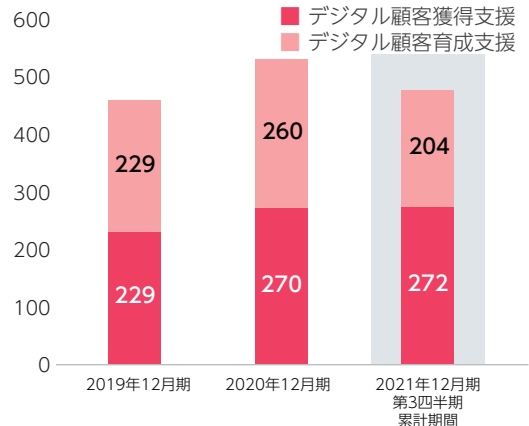
継続／単発売上

単位：百万円



サービス別推移

単位：百万円



CODE Marketing Cloud

当社は、デジタルコンサルティングなどの人的サービス提供の経験から得られた知見・ノウハウをSaaS型ソフトウェアとして具現化し、2013年2月よりマーケティングツールとして提供してまいりました。

早くからCXの重要性に着目し、これまで、エントリーフォーム最適化ツール「f-tra EFO」（2013年2月提供開始）、Web接客ツール「f-tra CTA」（2016年5月提供開始）、ブラウザプッシュ通知ツール「f-tra Push」（2016年12月提供開始）など、広告データやサイト解析データだけではなく、エントリーフォーム入力事項やサイト内のチャット等の反応といったユーザーとの深いコミュニケーション領域におけるマーケティングツールの開発に取り組んでまいりました。

これらのツールから、コミュニケーション領域における最も深いユーザーデータを取得・蓄積することが可能となり、これまで各ツールが提供してきたサービスを統合・強化したプラットフォームの開発に着手し、Web接客ツール「CODE Marketing Cloud」（2018年7月提供開始）へと発展させました。

CODE Marketing Cloudは、企業ウェブサイトに来訪したユーザーに対し、ユーザーのサイト内での行動情報・購買情報などをもとに最適なタイミングでポップアップバナーなどの適切なコンテンツを自動提示し、サイト内の顧客体験をより良質なものと改善することができるウェブ接客ツールを提供するサービスです。

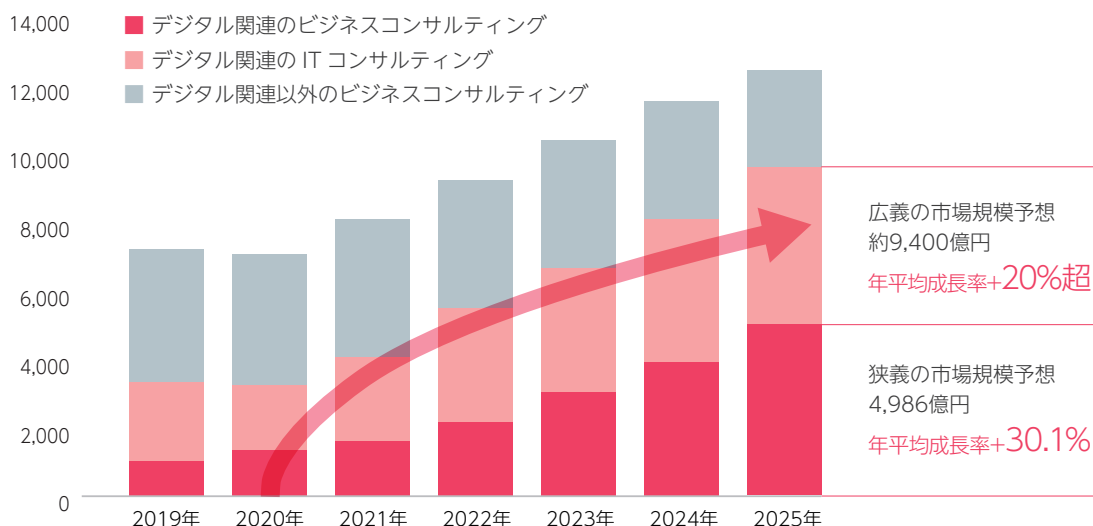
アクセスログや顧客企業の保有するデータなどを元に、サイトを訪れたユーザーに対して必要と考えられるコンテンツを自動提示することで、既存のページを大きく改修することなく、購入率・購入単価・顧客ロイヤリティの向上を図ります。継続的に機能の開発・拡張を行っており、ウェブサイトの上に重ねて表示する視認性の高いポップアップバナーに加え、顧客企業のウェブサイト自体を書き換え、サイトの一部として溶け込んだ、より自然な印象での情報告知・ページ導線の追加を行うことが可能になっております。

4. 成長戦略

市場全体の成長性と将来のシナリオ

当社が事業を展開するデジタル関連IT&ビジネスコンサルティング市場においては、コロナ禍で経済活動のオンライン化が従前に増して加速したことで、高成長が期待される領域としてよりいっそう注目されております。今後も引き続き企業におけるDXへの取り組みが拡大していくことが予測されるなか、企業規模・業種・課題を問わず広範にわたりDXのニーズに対応していくことが重要と考えております。

当社の所属する市場規模と成長性

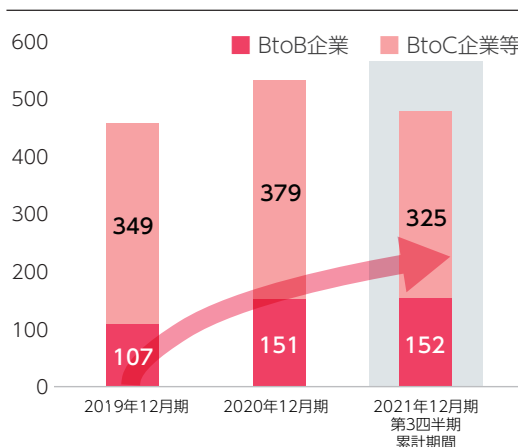


(出所) IDC Japan：国内コンサルティングサービス市場 支出額予測：2019年～2025年
富士キメラ総研「2020 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」

当社の現在のサービス提供先はBtoC領域の大企業が中心となっております。今後は、コロナ禍においてビジネスのオンライン化が従前にも増して加速したことに伴い、営業活動がインサイドへ移行すること等によって、BtoB領域におけるDXニーズは急速に進展することが想定されます。

当社では、これまでBtoC領域の大企業への支援を通じて培ったノウハウを強みとして、BtoB領域の大企業や中堅企業へと販路を拡大していく成長シナリオを描いております。

顧客属性別 売上推移 単位：百万円



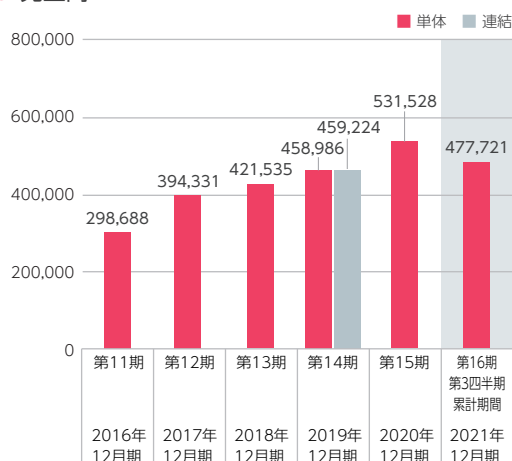
(用語解説)

- ※ 1：世の中一般の不特定多数の人々を「生活者」と表記しております。
- ※ 2：DXとは、Digital Transformationの略で、新しいデジタル技術を活用し、企業におけるこれまでの組織やシステム、ビジネスモデル等を、より付加価値の高いものへと変貌させ、利益や生産性の向上を図ることをいいます。
- ※ 3：CXとは、Customer Experienceの略で、一般的に「顧客体験」と訳されますが、顧客がよいと感じられる体験、つまり「顧客が体験して得られる価値」までも含めて定義しております。
- ※ 4：SaaSとは、Software as a Serviceの略で、ソフトウェアを利用者（顧客）側に導入するのではなく、提供者（サーバー）側で稼働しているソフトウェアを、インターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用するものをいいます。
- ※ 5：ブラウザプッシュ通知とは、通知を許可したユーザーにWebブラウザ経由で、受信操作をせずにメッセージが自動表示される通知方式のことを意味します。
- ※ 6：EFOとは、Entry Form Optimizationの略で、Webサイトの申し込みフォームの入力完了率を高めるために、フォームを改善する施策のことを意味します。
- ※ 7：VOCとは、Voice of Customerの略で、顧客からの実際に寄せられる、商品サービスや企業に対するフィードバックをまとめたデータのことを意味します。
- ※ 8：UI/UXとは、User Interface/User Experienceの略で、UIとはデザイン、フォントや外観などユーザーの視覚に触れるすべての情報のことであり、UXとはユーザーがこれらUIを実装したサービスを通じて得られる体験のことを意味します。
- ※ 9：継続型売上とは、原則として6カ月以上の継続業務発注のある取引先からの売上高のことを意味します。
- ※10：インサイドセールスとは、社内においてメールや電話等で営業活動を行う営業部隊のことを意味します。
- ※11：単発型売上とは、調査実行などのプロジェクト自体の性質から短期終了が予定されているものから発生した売上高のことを意味します。

5. 業績等の推移

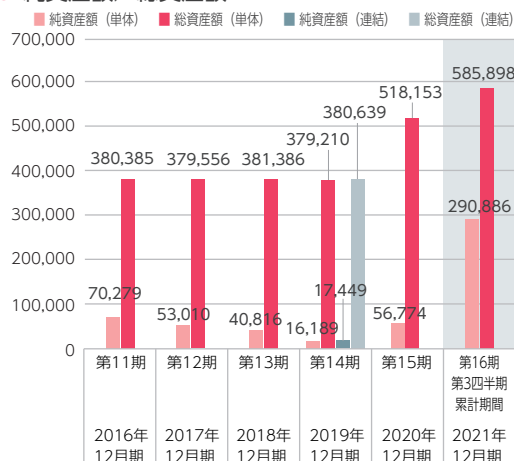
● 売上高

(単位: 千円)



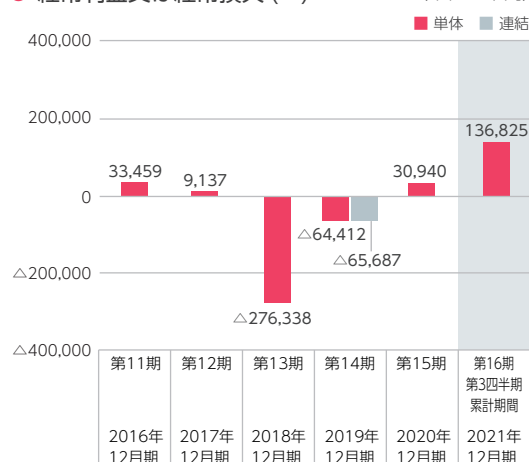
● 純資産額／総資産額

(単位: 千円)



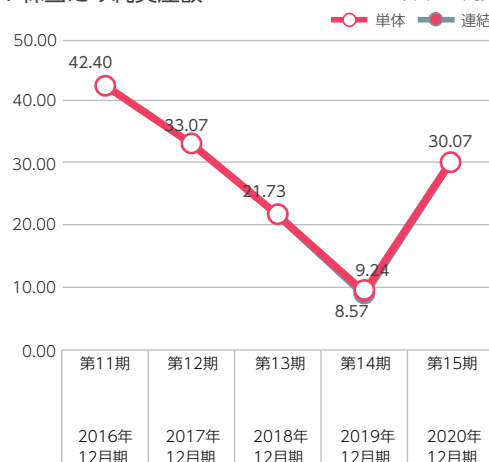
● 経常利益又は経常損失 (△)

(単位: 千円)



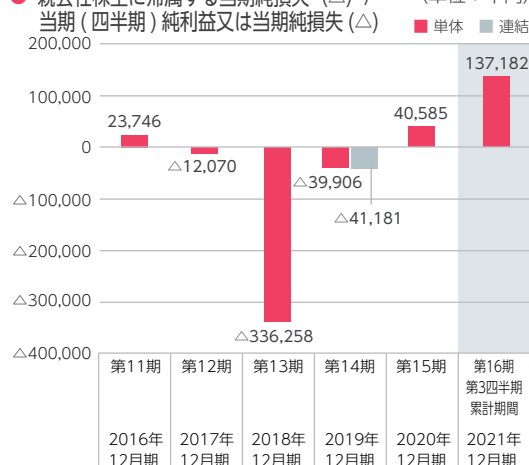
● 1株当たり純資産額

(単位: 円)



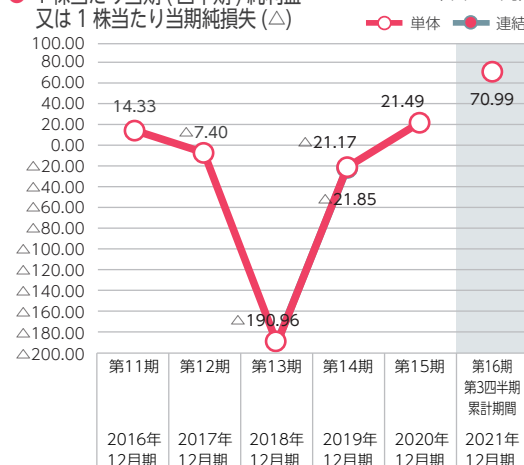
● 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) / 当期 (四半期) 純利益又は当期純損失 (△)

(単位: 千円)



● 1株当たり当期 (四半期) 純利益又は1株当たり当期純損失 (△)

(単位: 円)



(注) 当社は、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。上記では、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	7
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	8
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	24
5 【従業員の状況】	24
第2 【事業の状況】	25
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	25
2 【事業等のリスク】	28
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	31
4 【経営上の重要な契約等】	36
5 【研究開発活動】	36
第3 【設備の状況】	37
1 【設備投資等の概要】	37
2 【主要な設備の状況】	37
3 【設備の新設、除却等の計画】	37

第4	【提出会社の状況】	38
1	【株式等の状況】	38
2	【自己株式の取得等の状況】	57
3	【配当政策】	57
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	58
第5	【経理の状況】	69
1	【連結財務諸表等】	70
2	【財務諸表等】	88
第6	【提出会社の株式事務の概要】	124
第7	【提出会社の参考情報】	125
1	【提出会社の親会社等の情報】	125
2	【その他の参考情報】	125
第四部	【株式公開情報】	126
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	126
第2	【第三者割当等の概況】	129
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	129
2	【取得者の概況】	131
3	【取得者の株式等の移動状況】	132
第3	【株主の状況】	133
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	2021年11月19日		
【会社名】	株式会社エフ・コード		
【英訳名】	f-code Inc.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 工藤 勉		
【本店の所在の場所】	東京都新宿区市谷八幡町 2 番 1 号		
【電話番号】	03-6272-8991		
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 山崎 晋一		
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区市谷八幡町 2 番 1 号		
【電話番号】	03-6272-8991		
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 山崎 晋一		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集		154,700,000円
	売出金額		
	(引受人の買取引受による売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		108,654,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		43,498,000円
【縦覧に供する場所】	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。		
	該当事項はありません。		

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	100,000 (注) 2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 2021年11月19日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2021年12月 7 日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

4. 上記とは別に、2021年11月19日開催の取締役会において、株式会社 S B I 証券を割当先とする当社普通株式 23,900株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

2 【募集の方法】

2021年12月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2021年12月7日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	100,000	154,700,000	83,720,000
計(総発行株式)	100,000	154,700,000	83,720,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2021年11月19日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,820円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は182,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2021年12月17日(金) 至 2021年12月22日(水)	未定 (注) 4.	2021年12月23日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2021年12月7日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年12月16日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2021年12月7日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2021年12月16日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2021年11月19日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2021年12月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2021年12月24日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、2021年12月9日から2021年12月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 祐天寺支店	東京都目黒区上目黒二丁目1番2号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号	未定	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、2021年12月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
アイザワ証券株式会社	東京都港区東新橋一丁目９番１号		
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小舟町８番１号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目８番12号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目４番７号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目３番10号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番６号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目７番１号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目３番６号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目６番21号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目８番１号		
光世証券株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目１番10号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目４番地		
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番13号		
計	—	100,000	—

- (注) １．2021年12月７日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
- ２．上記引受人と発行価格決定日(2021年12月16日)に元引受契約を締結する予定であります。
- ３．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。当該委託販売分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。また、これらの委託販売分とは別に株式会社ＳＢＩ証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社ＳＢＩネオモバイル証券に販売を委託する予定です。株式会社ＳＢＩネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、１株を申込株数単位として販売が行われる予定です。なお、当社の株主は、その有する１単元(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第６ 提出会社の株式事務の概要」の(注)２をご参照下さい。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
167, 440, 000	12, 000, 000	155, 440, 000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,820円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額155,440千円及び「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限40,018千円を合わせた手取概算額合計上限195,458千円については、①事業の拡大に伴う人材基盤の拡充のための採用費及び人件費、②サービス認知度の向上及び顧客基盤拡大のための広告宣伝費及び代理店等への販売手数料、③サービスの追加機能開発など、ソフトウェア開発費用に充当する予定であります。具体的には以下の投資を予定しております。

- ①事業の拡大に伴う人材基盤の拡充のための採用費及び人件費として70,000千円

(2022年12月期：70,000千円)

- ②サービス認知度の向上及び顧客基盤拡大のための広告宣伝費及び代理店等への販売手数料として68,458千円

(2022年12月期：40,000千円、2023年12月期：28,458千円)

- ③サービスの追加機能開発など、ソフトウェア開発費用として57,000千円

(2022年12月期：27,000千円、2023年12月期：30,000千円)

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2021年12月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	59,700	108,654,000	東京都目黒区 工藤 勉 30,000株
				東京都渋谷区 門田 芳典 24,900株
				東京都中野区 橋本 政啓 4,800株
計(総売出株式)	—	59,700	108,654,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,820円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売価 価格 (円)	引受 価額 (円)	申込 期間	申込 株数 単位 (株)	申込 証拠 金 (円)	申込 受付 場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の 内容
未 定 (注) 1. (注) 2.	未 定 (注) 2.	自 2021年 12月17日(金) 至 2021年 12月22日(水)	100	未 定 (注) 2.	引受人の本店 及び営業所	東京都港区六本木 一丁目6番1号 株式会社SBI証券	未 定 (注) 3.

- (注) 1. 売価の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売価及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価決定日(2021年12月16日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売価決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	23,900	43,498,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 23,900株
計(総売出株式)	—	23,900	43,498,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2021年11月19日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式23,900株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,820円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 2021年 12月17日(金) 至 2021年 12月22日(水)	100	未定 (注)1.	株式会社SBI 証券の本店及び 営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である工藤勉(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年11月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式23,900株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 23,900株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	2022年1月19日(水)
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都目黒区上目黒二丁目1番2号 株式会社三菱UFJ銀行 祐天寺支店

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2022年1月14日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である工藤勉並びに当社株主である梅澤康二、荒井裕希、須合聡、衣笠慎吾、山岡佑、山崎晋一、平井隆仁及び今村元太は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2022年6月21日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式(当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む)の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2022年6月21日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年11月19日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除で

きる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第14期	第15期
決算年月		2019年12月	2020年12月
売上高	(千円)	459, 224	—
経常損失 (△)	(千円)	△65, 687	—
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	(千円)	△41, 181	—
包括利益	(千円)	△40, 803	—
純資産額	(千円)	17, 449	—
総資産額	(千円)	380, 639	—
1株当たり純資産額	(円)	9. 24	—
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△21. 85	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	4. 6	—
自己資本利益率	(%)	—	—
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△35, 909	—
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	26, 613	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△42, 395	—
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	189, 624	—
従業員数	(人)	22	—
(外、平均臨時雇用者数)		(3)	(一)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第14期に、連結子会社であったf-code (Hong Kong) Co., Ltd.を清算し、また、連結子会社であったf-code (Thailand) Co., Ltd.が清算手続の進展により重要性が乏しくなったため、第15期より連結の範囲から除外し、連結子会社が存在しなくなったため、第15期より連結財務諸表を作成しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

6. 従業員数は正社員及び契約社員の数であります。

なお、臨時雇用者数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

7. 第14期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

8. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	298,688	394,331	421,535	458,986	531,528
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	33,459	9,137	△276,338	△64,412	30,940
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	23,746	△12,070	△336,258	△39,906	40,585
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	5,525	5,525	6,262	6,294	6,294
純資産額 (千円)	70,279	53,010	40,816	16,189	56,774
総資産額 (千円)	380,385	379,556	381,386	379,210	518,153
1株当たり純資産額 (円)	12,720.25	9,921.48	6,518.08	8.57	30.07
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	4,297.93	△2,218.90	△57,284.19	△21.17	21.49
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.5	14.0	10.7	4.3	11.0
自己資本利益率 (%)	40.7	—	—	—	111.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	53,338
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	2,893
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	86,906
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	325,207
従業員数 (人)	18	24	27	22	20
(外、平均臨時雇用者数)	(3)	(3)	(4)	(3)	(2)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第11期については潜在株式が存在しないため、第12期、第13期、第14期については潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、第15期については潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

5. 自己資本利益率については、第12期、第13期及び第14期については当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

7. 第11期、第12期及び第13期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、また、第14期は連結財務諸表を作成しているため、それぞれキャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。

8. 従業員数は正社員及び契約社員の数であります。

なお、臨時雇用者数は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

9. 第14期及び第15期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、第11期、第12期及び第13期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人による監査を受けておりません。

10. 第13期及び第14期については、新規プロダクトの研究開発等によって経費が増加したことにより、経常損失及び当期純損失を計上しておりますが、開発等の大部分が第13期中に完了したことに伴い経費が減少したことや、新規サービスを提供する顧客数が増加したことにより黒字転換し、第15期においては経常利益及び当期純利益を計上しております。
11. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
12. 当社は、2021年9月14日付で株式1株につき300株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

なお、第11期、第12期及び第13期の数値については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
1株当たり純資産額 (円)	42.40	33.07	21.73	8.57	30.07
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	14.33	△7.40	△190.96	△21.17	21.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
2006年3月	東京都目黒区に、WEBコンサルティング事業を提供する会社として創業
2008年10月	東京都新宿区に本社を移転
2012年5月	東京都千代田区に本社を移転
2013年2月	エントリーフォーム最適化ツール「f-traEFO」を提供開始
2015年12月	タイ政府の投資認可「BOI(Board Of Investment) 認可」を取得
2016年1月	タイ・バンコクに現地法人「f-code (Thailand)Co.,Ltd.」を設立（2021年9月清算終了）
2016年5月	Web接客ツール「f-traCTA」を提供開始
2016年12月	ブラウザプッシュ通知ツール「f-traPush」を提供開始
2016年12月	香港に現地法人「f-code (Hong Kong)Co.,Ltd.」を設立（2019年3月清算終了）
2017年7月	インドネシア・ジャカルタに現地事務所を開設（2020年6月閉鎖）
2018年7月	Web接客ツール「CODE Marketing Cloud」を提供開始
2018年8月	東京都新宿区に本社を移転

3 【事業の内容】

(1) ミッション

当社は「マーケティングテクノロジーで世界を豊かに」というミッションを掲げ、未だ無限の可能性を秘めた事業活動のデジタル化の領域において、経験を有するコンサルタントによる直接的なサービスと、その知見を具現化したソフトウェアの提供により、事業者とその先にいる生活者（注1）との豊かな関係をつなぐハブになるべく、デジタルマーケティングナレッジを提供しております。

情報化の進展した現代にあっても、事業者の所在地やデジタル人材の獲得の難しさ、資金力の有無などによって最先端のビジネスに関する人・モノ・情報へのアクセスは、依然として事業者ごとに偏りが見られ、デジタル社会の高度化に伴いその差はむしろ拡大している側面すらあります。進化し続けるデジタルテクノロジーと複雑化が進むマーケティングノウハウを背景として、この状況は今後ますます拡大していくことが想定されますが、その一方で、事業者自身は特定業務のデジタルへの置き換えといった初歩的なことから、さらにはビジネス変革、事業成長へとつなげるデジタル・トランスフォーメーション（以下、DX、注2）への取り組み意識まで、デジタル技術活用の事業戦略上の重要性をよりいっそう大きなものとして認識している現状があります。

また、商品・サービスの提供者側のDXが活発化する中、最終的に情報・サービスを受け取る生活者側がDX化のメリットを十分に享受してカスタマー・エクスペリエンス（以下、CX、注3）を充実したものへ高めることが、生活者と事業者の豊かな関係を育むうえで重要ですが、価値観が多様化し、デジタル技術の進展により情報接点の氾濫した環境において、生活者と事業者とのコミュニケーションは複雑さを増しており、かえって望む情報と出会うこと・届けることが難しくなっている側面が出てきております。

このように複雑化した生活者と事業者との関係性、及びデジタルを取り巻く状況下では、従来のIT化のような技術的側面からのアプローチではなく、深いインサイトに基づいて情報社会における生活者のかかえる課題を理解する視点に立ったコミュニケーション設計と同時に、そのコミュニケーションを実現するに至らしめる高度な技術設計の2つの要素が必要不可欠であると当社は考えております。

当社は、CXにおけるこれらの高度なコミュニケーションの設計及び分析と、DXにおいてそれらを実現及び推進する技術力とを合わせ持つ「マーケティングテクノロジスト」集団として、複雑化した生活者と事業者の関係性を最適化しマーケティング革新に寄与することで、世界中の企業においてDXを推進し、より豊かな情報社会の実現を目指してまいります。

（注1）本文中において、世の中一般の不特定多数の人々を「生活者」、当社がサービスを提供する相手を「事業者」、当社がサービスを提供する相手に限定しない不特定多数のサービス利用者を「顧客」と表記しております。

（注2）DXとは、Digital Transformationの略で、新しいデジタル技術を活用し、企業におけるこれまでの組織やシステム、ビジネスモデル等を、より付加価値の高いものへと変貌させ、利益や生産性の向上を図ることをいいます。

（注3）CXとは、Customer Experienceの略で、一般的に「顧客体験」と訳されますが、顧客がよいと感じられる体験、つまり「顧客が体験して得られる価値」までも含めて定義しております。

(2) 事業の概要

①当社が考えるDX

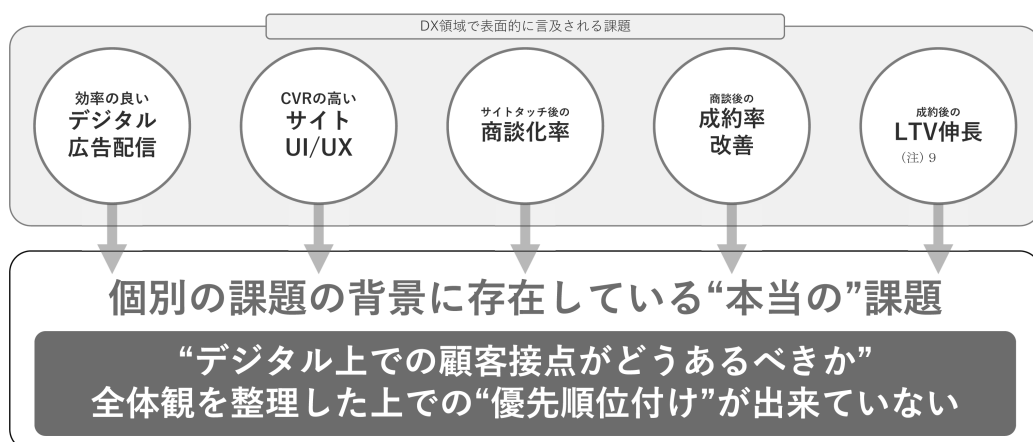
DXの領域においては、例えばCRM（注4）等による顧客管理の自動化やレコメンド等によるデジタル広告の自動・最適化、VOC（注5）データ等の分析による営業活動改善、あるいはRPA（注6）等を活用した日常業務等の自動化など、具体化された課題領域が多種多様にわたっており、また、個々の課題それぞれに対してソリューションを提供するような個別のシステムやサービスが数多く存在しております。

DXを進めるにあたっては、市場に存在するこれらの個別のシステムやサービスを課題ごとに取り入れた結果、デジタル施策等はそれらが機能する領域のみにおいて推進され、部分最適に陥り、最終的に情報を受け取る生活者にとっては、むしろ望むタイミングで望む情報と出会うことが難しくなってしまうケースがあると考えられます。

当社は、このようなケースが散見される中、従来のマーケティングにおける仮説ベースで設計された個々のデジタル施策には生活者の体験観点が限定的であると考え、購買現場、すなわち「生活者の目線」をCXのデータ解析により理解し、CXのデータに基づいた実証ベースによって個々のデジタル施策を設計することが、CXを損なうことなくDX推進を図るうえで重要であると認識しております。

当社では、現代における事業者と生活者とのデジタル上における複雑化したコミュニケーションの環境をふまえて、DX領域における多種多様な個別課題の背景に存在している“デジタル上での顧客接点がどうあるべきか”というCXの全体観を整理・設計したうえで、DXによって解決すべき課題とその優先順位を明確化し、個々のデジタル施策等が戦略上一体となって効果を発揮するようなDX推進サービスを展開しております。

（当社が考えるDXの本質）



②独自のCXデータ基盤をコアとするDX

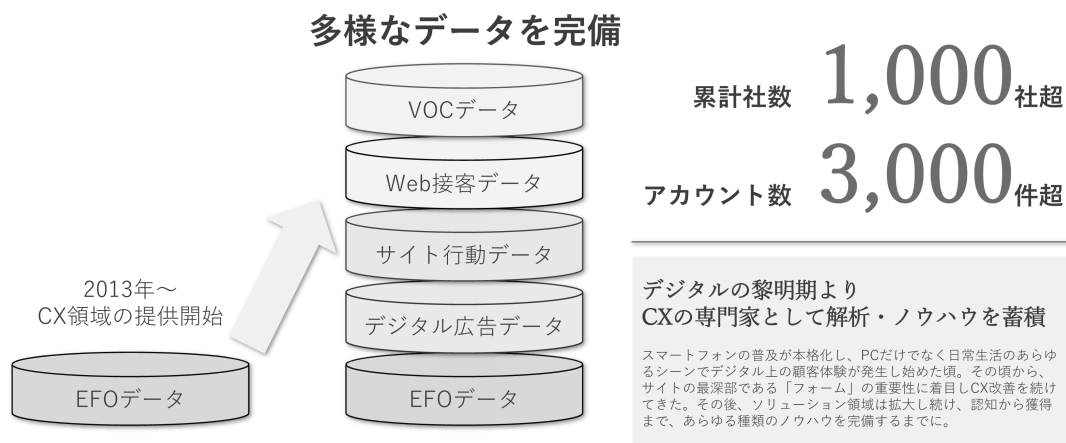
当社では、かねてよりコンサルタントによる直接的な人的支援によって、事業者がかかえる事業課題と紐づいたデジタルマーケティングの戦略立案・支援サービスを提供してきており、これまでの実績・経験から、事業課題に即したソリューション提供の数々の事例を再現可能な形にするためにノウハウ・知見として蓄積してまいりました。

また、これまでのサービス提供の過程において、CXの重要性に着目し、2013年より10年近くにわたりSaaS（注7）型のマーケティングツールとして、エントリーフォーム最適化ツールやブラウザプッシュ通知ツール、Web接客ツールなど、広告配信データやサイト解析データだけではなく、エントリーフォームの入力事項やサイト内のチャット等の反応といったユーザーとの深いコミュニケーション領域におけるデジタルマーケティングサービスを提供してまいりました。

このような業歴から、EFO（注8）データやVOCデータ、Web接客データといった「ユーザーの生の声」とも言えるCX領域のデータを長年にわたり蓄えるとともに、業界別・課題別の知見・ノウハウとして参照可能なデータ基盤へと強化してまいりました。

さらに、サービス提供の進捗を通じて事業者の課題ごとに最適化されていく当社のソリューションは、新たなフィードバックとしてCXデータ基盤のアップデートへとつながり、これまでに培った知見・ノウハウ及び蓄えられた独自のCXデータは累計にして1,000社、アカウント数は3,000件を超えるユニークなCXデータ基盤として進化を続けており、より質の高いDX推進サービスのために不可欠なものとなっております。

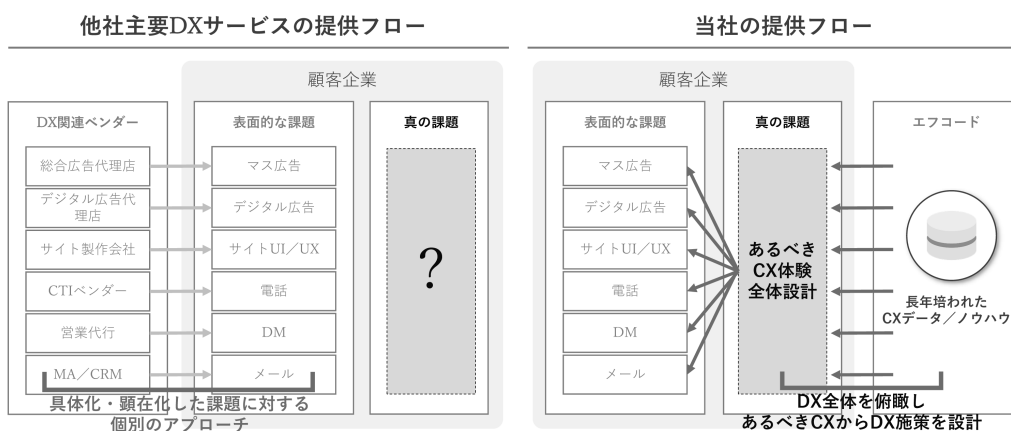
(当社の保有する独自のCXデータ基盤)



当社は、この独自のCXデータ基盤を保有することで、業界別・課題別に顧客企業にとってあるべきCX体験を分析、CXの全体観を設計し、そのために必要なDX施策を選択・実行していきます。

顧客経営レベルの戦略策定と課題の解決の場面においてデジタル化が浸透していない現状に対し（未だに断片的な市場データ等から人力と経験による仮説を重ねるアプローチが主流である状態）、これまでに構築してきたCXデータ基盤等のデータアセットをコアに、DX推進へ取り組むにあたりプロジェクト開始時点から参照し、顧客企業の属する市場の調査や同業他社の戦略分析から戦略策定まで、顧客経営レベルの課題解決に向けたDX推進サービスの提供を目指しております。

(当社が提供するDX推進サービスの流れ)



- (注4) CRMとは、Customer Relationship Managementの略で、顧客との取引や関係を見直すことで、売上や利益率を向上させる仕組みのことを意味します。
- (注5) VOCとは、Voice of Customerの略で、顧客からの実際に寄せられる、商品サービスや企業に対するフィードバックをまとめたデータのことを意味します。
- (注6) RPAとは、Robotic Process Automationの略で、ロボットによる業務自動化の取り組みを指します。
- (注7) SaaSとは、Software as a Serviceの略で、ソフトウェアを利用者（顧客）側に導入するのではなく、提供者（サーバー）側で稼働しているソフトウェアを、インターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用するものをいいます。
- (注8) EFOとは、Entry Form Optimizationの略で、Webサイトの申し込みフォームの入力完了率を高めるために、フォームを改善する施策のことを意味します。
- (注9) LTVとは、Life Time Valueの略で、顧客が生涯を通じて企業にもたらす利益のことを指し、1人のユーザー獲得にかけられる費用（マーケティングコスト）を算出するための指標を表します。

(3) サービスの概要

当社はDX事業の単一のセグメントにて事業を行っております。

CX領域のデータ基盤をコアに企業のDX推進をワンストップで支援しておりますが、顧客課題及びニーズ、フェイズなどを考慮して、「デジタル顧客獲得支援サービス」「デジタル顧客育成支援サービス」の2つのDX支援のサービス領域に大別したうえでサービスを展開しております。

以下にそれぞれの支援領域ごとの内容を記載いたします。

① デジタル顧客獲得支援サービス

デジタル顧客獲得支援サービスにおいては、顧客企業の属する市場調査や同業他社の戦略分析から戦略策定、また、戦略実行段階を担う人材育成など、デジタル戦略全般に影響を及ぼす戦略設計・組織設計の支援を行い、それらが整理された段階では、顧客企業と生活者とのデジタルを通したコミュニケーション構築の支援までを行っております。

具体的には、当社の膨大なCXデータ基盤を活用した同業他社との比較分析と、当社コンサルタントによるデジタル戦略立案の支援や、DX推進の人材不足が発生するケースにおいて若手幹部人材への研修実施等のDX人材育成プログラムの提供をしております。また、全体的な戦略が決定している段階においては、Web媒体上での集客等を目的とした広告運用をデータ分析・改善に至るまでを担うコンサルティングや、顧客WEBサイトの集客力を継続的に維持向上させるためにコンテンツの企画・制作・分析・改善までの施策を一貫して支援するなど、豊富な経験を有する当社コンサルタントの直接支援を通じて個別のデジタルサービスを顧客ごとの課題に即して提供しております。

② デジタル顧客育成支援サービス

デジタル顧客育成支援サービスにおいては、獲得したリード（注10）に対して成約率上昇・継続率上昇のための支援を中心に行っております。

具体的には、自社プロダクト「CODE Marketing Cloud」を活用したUI/UX（注11）の改善支援や、Webサイト上での生活者とのコミュニケーション接点構築後、CTI連携（注12）によってコール営業のデータ分析から商談成約率向上支援などのインサイドセールス（注13）改善支援を顧客ごとの課題に即して提供しております。

なお、当社がサービスを提供する対象領域自体については、特定のDX領域に限定されることはなく、広告領域・UI/UX・営業活動・CRM領域等、企業の様々なDXニーズに対応するべく幅広い市場に展開している状況です。

このような複数・広範囲のサービス提供によって、当社の顧客数は増加傾向にあり、また顧客単価も上昇傾向にあり、引き続き顧客基盤の拡大を目指しております。

項目	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
顧客数（社数）	240	254	273	303
顧客単価（千円）	1,643	1,660	1,672	1,759

また、CXデータ解析によって最適化されたデジタル施策等は顧客企業のかかえるDXの課題に対して効果的であると考えられ、顧客企業のうち一定期間以上継続的に当社サービスを利用する割合は大きく、全体の売上高に占める継続型売上（注14）は第16期第3四半期末において80%を超える水準となっております。

（注10）リードとは、マーケティング用語で見込客のことを意味します。

（注11）UI/UXとは、User Interface/User Experienceの略で、UIとはデザイン、フォントや外観などユーザーの視覚に触れるすべての情報のことであり、UXとはユーザーがこれらUIを実装したサービスを通じて得られる体験のことを意味します。

（注12）CTIとは、Computer Telephony Integrationの略で、コンピューターと電話やFAXを統合させたシステムのことを意味し、CTI連携とは、CTIとCRM機能などを連携して、着信のある電話番号に関連する顧客情報を表示させたり、コンピューターの画面上から電話発信を行ったりする機能を意味します。

（注13）インサイドセールスとは、社内においてメールや電話等で営業活動を行う営業部隊のことを意味します。

（注14）ここで用いる継続型売上とは、原則として6カ月以上の継続業務発注のある取引先からの売上高のことを意味します。

1) デジタル顧客育成支援において提供する当社のマーケティングツールについて

当社は、創業当初より行うデジタルコンサルティング、デジタル広告運用などの実績・経験から得られた知見・ノウハウをSaaS型ソフトウェアとして昇華し、2013年2月よりマーケティングツールとして提供しております。

これまで、エントリーフォーム最適化ツール「f-tra EFO」（2013年2月提供開始）、Web接客ツール「f-tra CTA」（2016年5月提供開始）、ブラウザプッシュ通知（注15）ツール「f-tra Push」（2016年12月提供開始）など、広告データやサイト解析データだけではなく、エントリーフォーム入力事項やサイト内のチャット等の反応といったユーザーとの深いコミュニケーション領域におけるマーケティングツールの開発に取り組んでまいりました。

これらのツールから、コミュニケーション領域における最も深いユーザーデータを取得・蓄積することが可能となり、これまで各ツールが提供してきたサービスを統合・強化したプラットフォームの開発に着手し、2018年にWeb接客ツール「CODE Marketing Cloud」（2018年7月提供開始）へと発展させました。

現在は、SaaS型ソフトウェアとして「CODE Marketing Cloud」を主力として、その一部の機能を独立して提供する「f-tra EFO」とともにサービス提供を行っております。

（注15）ブラウザプッシュ通知とは、通知を許可したユーザーにWebブラウザ経由で、受信操作をせずメッセージが自動表示される通知方式のことを意味します。

a. CODE Marketing Cloud

CODE Marketing Cloudは、企業ウェブサイトに来訪したユーザーに対し、ユーザーのサイト内での行動情報・購買情報などをもとに最適なタイミングでポップアップバナーなどの適切なコンテンツを自動提示し、サイト内の顧客体験をより良質なものと改善することができるウェブ接客ツールを提供するサービスです。

アクセスログや顧客企業の保有するデータなどを元に、サイトを訪れたユーザーに対して必要と考えられるコンテンツを自動提示することで、既存のページを大きく改修することなく、購入率・購入単価・顧客ロイヤリティの向上を図ります。継続的に機能の開発・拡張を行っており、ウェブサイトの上に重ねて表示する視認性の高いポップアップバナーに加え、顧客企業のウェブサイト自体を書き換え、サイトの一部として溶け込んだ、より自然な印象での情報告知・ページ導線の追加を行うことが可能になっております。

また、ツール提供に加えて、専門スタッフのみで組まれた導入後の運用支援体制を整備し、長期的な支援を可能としております。

b. f-tra EFO

f-tra EFOは、PCサイトまたはスマートフォンサイト内に設置されたエントリーフォームの入力支援機能を提供するサービスです。顧客企業のサイト内におけるユーザーの最終アクションともいえるエントリーフォームへの入力作業において、ユーザーの離脱を防止するために、入力形式の指示やエラー表示によってエントリーフォームを最適化し、ユーザーの入力ストレス・ミスの低減を通してフォーム完了率を向上させ、コンバージョン率（実際に購買や資料請求、お問い合わせ、会員登録などが行われた率）の改善を図り、金融業、不動産業、小売業（EC）などの業種への導入実績を有しております。

（4）当社事業の強み・特徴

当社事業の強みは、創業当初より蓄積されたCX領域のデータとノウハウの特殊性によりもたらされております。

1,000社を超える事例は、デジタル顧客獲得支援サービスから吸い上げられるデジタル広告等の関連データや、デジタル顧客育成支援サービスから取得されるUI/UX等に関するデータなど、顧客の業種、事業課題と紐づいた形で整理され、業種や業態だけではなく、顧客のテーマに合わせて分析可能なデータ基盤として完備されており、戦略立案から認知・獲得、獲得したリードの育成まで、一貫通貫のノウハウとして当社の競争力の源泉となっております。

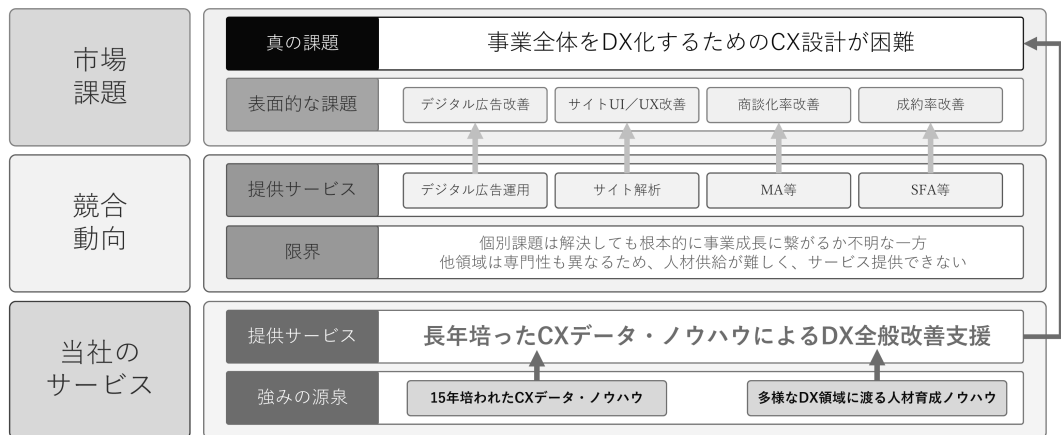
①DX領域を横断的に支援

DX領域においては、デジタルマーケティングにおける市場分析・戦略立案、広告展開提案、サイト解析、解析結果をうけた課題解決の実行など、それぞれの領域を推進することに特化した企業を中心にサービスが展開されておりますが、現状では各領域を横断的にワンストップで推進・支援するサービス提供者は不足していると考えられます。これに対し当社では、CXデータ解析をコアに横断的にDXサービスを展開し、今後のDXニーズの拡大に伴い必要とされるサービスを目指しております。

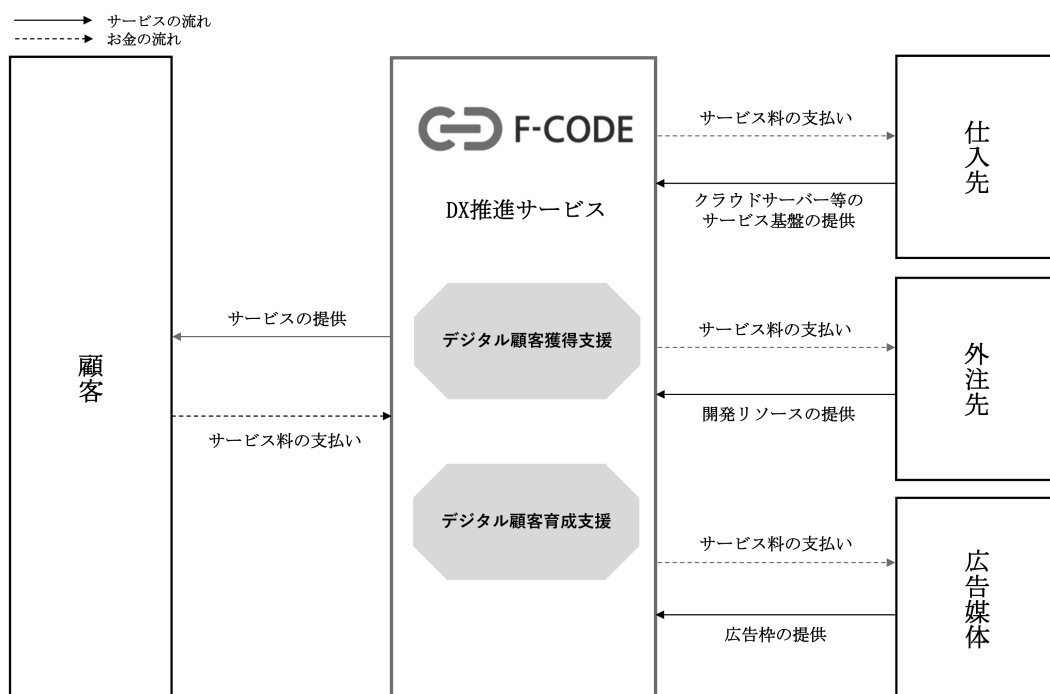
②DX人材の育成

当社は、高まるDXニーズに対して、市場において実際に提供されているサービスは個別課題へフォーカスされた施策が中心で、多様なDX領域を横断的に推進できる担い手が不足しており人材供給が難しい状況であると考えております。当社では、CXデータ基盤をはじめとする、これまでのデジタルコンサルティングの事例におけるベストプラクティスを自社参照可能なノウハウとして人材育成にも活用しており、市場で不足するDXを推進できる人材の再生産を可能とする人材育成ノウハウが強みとなっております。

(市場における課題と当社事業の特徴)



[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

なお、連結子会社でありましたf-code (Thailand) Co., Ltd. が清算手続の進展により重要性が乏しくなったため、当事業年度より連結の範囲から除外されましたが、2021年9月17日付で清算が結了いたしました。

このため、当事業年度末において、当社の関係会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
21 (3)	34.65	4.0	6,463

(注) 1. 従業員数は正社員及び契約社員の数であります。

なお、臨時雇用者数は、() 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社はDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「マーケティングテクノロジーで世界を豊かに」をミッションとして掲げ、未だ無限の可能性を秘めた事業活動のデジタル化の領域において、経験を有するコンサルタントによる直接的なサービスと、その知見を具現化したソフトウェアの提供により、所在地や業種を問わず、多くの企業とその先にいる生活者との豊かな関係をつなぐハブになるべく、最先端のデジタルテクノロジーを駆使してDXの推進を支援し、より豊かな情報社会の実現を目指しております。

(2) 経営環境

当社が事業を展開する国内DX市場においては、2019年に7,912億円の規模と想定されており、2030年には3兆425億円の規模にまで成長すると予測されております（出典：富士キメラ総研「2020デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」）。また、デジタル関連IT&ビジネスコンサルティングの2020年の市場規模は1,337億円であり、2025年には4,986億円に達するものと推定されており、（出典：InternationalDataCorporation (IDC)「国内ビジネスコンサルティング市場予測、2020年～2025年」）引き続き拡大傾向が続くと見込まれております。

また、主に当社のデジタル顧客獲得支援のサービスにおいて関連するインターネット広告市場の市場規模は、スマートフォンの普及や通信環境の整備等により、引き続き拡大を続けており、2019年には2兆1,048億円に達し、インターネット広告費はテレビメディア広告費をはじめて上回り、2020年には2兆2,290億円に達しました（株式会社電通グループ「2020年日本の広告費」、2021年2月公表）。

このように関連市場それぞれにおいて高い成長が見込まれるDXの領域において、多様な企業規模・業種のクライアントに対してサービスを提供していくことにより、国内におけるDXのニーズを捉え、事業展開を拡大してまいります。

(3) 経営戦略等

国内DX市場が急成長をとげ、企業におけるDXへの取り組み意識が高まる中、情報化の進展した現代においては、そのニーズは業務のデジタル化といった個別のものからビジネス変革へつながるものまで、多岐にわたっております。

一方で、最終的に情報・サービスを受け取る生活者側がDX化のメリットを十分に享受しCXを充実したものへ高めることは企業と生活者との豊かな関係を育むうえで重要ですが、価値観が多様化し、デジタル技術の進展により情報接点の氾濫した情報社会においては、企業と生活者とのコミュニケーションは複雑さを増し、かえって望む情報と出会うこと・届けることが難しくなっている側面が出てきていると考えております。

当社では、このような現代における企業と生活者との複雑な関係性をふまえ、DX領域における多種多様な個別課題の背景に存在する“デジタル上での生活者とのコミュニケーションがどうあるべきか”という、購買の現場ともいえる顧客接点の重要性に着目し、CXの全体観を整理したうえで、DX化によって解決すべき課題を明確にし、より効果的に、広範囲なDXサービスを展開しております。

当社が展開するDXサービスにおいては、顧客課題及びニーズ、フェイズに合わせて、デジタル顧客獲得支援・デジタル顧客育成支援の2つのサービス領域を展開し、いずれの領域からでもワンストップでDXを推進しうる人材支援体制とサービスラインを構築しております。

デジタル顧客獲得支援のサービスでは、顧客企業の属する市場調査や同業他社の戦略分析から戦略策定、また、戦略実行段階を担う人材育成など、デジタル戦略全般に影響を及ぼす戦略設計・組織設計の支援を行い、それらが整理された段階では、顧客企業と生活者とのデジタルを通したコミュニケーション構築の支援までを行っております。具体的には、当社の膨大なCXデータ基盤を活用した同業他社との比較分析と、当社コンサルタントによるデジタル戦略立案の支援や、DX推進の人材不足が発生するケースにおいて若手幹部人材への研修実施等のDX人材育成プログラムの提供をしております。また、全体的な戦略が決定している段階においては、Web媒体上での集客等を目的とした広告運用をデータ分析・改善に至るまでを担うコンサルティングや、顧客WEBサイトの集客力を継続的に維持向上させるためにコンテンツの企画・制作・分析・改善までの施策を一貫して支援するなど、豊富な経験を有する当社コンサルタントの直接支援を通じて個別のデジタルサービスを顧客ごとの課題に即して提供しております。

デジタル顧客育成支援のサービスでは、獲得したリードに対して成約率上昇・継続率上昇のための支援を行います。具体的には、自社プロダクト「CODE Marketing Cloud」を活用したUI/UXの改善支援や、Webサイト上での生活者とのコミュニケーション接点構築後、CTI連携によってコール営業のデータ分析から商談成約率向上支援などのインサイドセールス改善支援を顧客ごとの課題に即して提供しております。

当社は、これらのサービス領域それぞれの観点でのデータとノウハウが組み合わさった独自のCXデータ基盤を有しており、CX領域のデータとノウハウの特殊性及びその分析から設計される一連のDXサービスを強みとしております。広告領域・UI/UX・営業活動・CRM領域等、企業の様々なDXニーズにワンストップで対応できるような幅広いDXサービスを展開・提供することで、多様なDX領域を横断的に推進できる担い手が不足している市場において、競争力を高めてまいります。

（４）中長期的な経営戦略等

当社のサービス提供先はBtoC領域のエンタープライズ（※）が中心となっております。今後は、コロナ禍においてビジネスのオンライン化が従前にも増して加速したことに伴い、企業の営業活動がインサイドへ移行すること等によって、BtoB領域におけるDXニーズは急速に進展することが想定されます。

当社では、これまでBtoC領域のエンタープライズへの支援を通じて培ったノウハウを強みとして、これまでに増してBtoB領域の企業等へと販路を拡大していくことを目指しております。

※エンタープライズとは、IT業界における市場や製品カテゴリー区分の一種で、大企業、中堅企業、公的機関などの比較的規模の大きな法人のことを表します。

（５）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、より高い成長性及び収益性を確保する観点から、客観的な経営指標として売上高及び営業利益を重視しております。また、デジタル顧客獲得支援・デジタル顧客育成支援それぞれのサービス領域において蓄積されたノウハウとデータのかけあわせによって生まれる高精度な統合的マーケティングデータベースを絶えず進化させるこそが当社の事業成長の糧であると考えており、事業全体での顧客数、顧客単価を重要な経営指標として向上を目指しております。

なお、直近の事業年度における顧客数及び顧客単価の推移については、「第１ 企業の概況 ３ 事業の内容」をご参照ください。

（６）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社では、以下の点を事業上及び財務上の課題として掲げております。

① 提供するサービスの向上

当社が将来にわたって成長していくためには、提供するサービスが顧客にとって常に価値あるものであるように、サービスの質・スピードともにさらなる向上が必要であると考えております。これまでに開発、リリースしたサービスは、既に多くの顧客を獲得して市場から一定の評価を得ており、十分な競争力を有するものであると認識しておりますが、めまぐるしく変化する生活者の消費行動と、その変化への対応を経営課題として企業が日々葛藤する中、デジタルマーケティング領域の市場において企業がかかえる課題とそのソリューションの在り方も形を変えていくものと考えられます。それらに対応すべく、当社としても最先端のデジタルメディア情報の収集体制とこれまでの顧客成功事例集約を図り、新たな質の高いサービスへ発展させていくことに注力していきます。

② 優秀な人材の確保と育成

当社はこれまでエンタープライズからSMBまで事業規模を問わず多種多様な要求水準に応える事業活動のデジタル化の領域における支援サービスを、専門知識を有する人材による人的支援を中心として提供してまいりました。当社の継続的な事業成長には、この人的領域でのソリューションのノウハウを十分に活用して高い質で再現していくために、引き続き優秀な人材を確保・育成していくことが重要と認識しております。企業におけるDX推進の動きが加速する中、DX市場の拡大に伴って当該領域の人材獲得は他社とも競合し、今後も難しいものとなることが考えられます。

当社では、優秀な人材獲得のための採用方法の展開に加えて、当社の事業戦略と連携した教育内容による人材育成体制の確立により、継続性と安定性を備えた組織体制の構築を進めてまいります。

③ 収益の安定化

当社が事業展開する事業活動のデジタル化の領域においては、国内DX市場にみられるように、その市場規模は今後大きな成長が見込まれておりますが、景況感によって企業のマーケティング活動の需要は変化する場合があり、これに伴い特定時期において売上及び利益の変動が発生する場合があります。当社では、既存顧客への定期的なサービス満足度のヒアリングと解約分析を通じてサービス継続率の向上へ取り組むとともに、SaaS型サービスを提供する顧客基盤の拡大によって、よりいっそう収益の安定化に努めてまいります。

④ 認知度の向上・顧客基盤の拡大

これまでのDX市場及びインターネット広告市場の拡大の中において、絶えず変化する企業のデジタルマーケティングへの課題解決のために当社はサービスのアップデートを繰り返し、多種多様な企業へサービス提供を行い、継続的な取引による顧客基盤の確立と収益基盤の強化を図ってまいりました。今後も拡大を続ける同市場の中でさらなる事業成長を実現するために、当社サービスの認知度向上のための積極的な広報活動やインターネットを利用したマーケティング活動・大手企業との提携等をより一層推進し、それらを土台として新規顧客獲得に注力してまいります。

⑤ 技術革新への対応

当社がサービスを提供している事業活動のデジタル化の領域においては、技術革新のスピードや企業の課題解決に対するニーズの変化が速く、またそれに基づくサービスの導入が相次いでいる非常に変化の激しい業界であり、これらの変化へ対応していく総合的な組織力が重要であると認識しております。当社は新たな技術に係る情報の収集、知見の獲得、顧客ニーズに適時に応えることができる情報アセット・技術力を保有するとともに、提供サービスの改良・改善及び新サービス開発に活用してまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社は、急速な事業環境の変化に適応し、継続的に成長していくためには、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模の拡大・成長に合わせてバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。また、財務報告の適正性の確保、情報セキュリティの向上、個人情報の保護、リスク管理等の内部統制及びコンプライアンス体制につきまして、より実効性の高い体制となるよう必要な適材適所の人材配置等を進めて、各機能の充実を図ってまいります。

⑦ 財務基盤の強化

当社は、継続的にサービスを提供していくとともに、既存サービスの機能改善や新規サービスの開発に取り組むために、手許資金の流動性の確保が重要であると認識しております。このため、金融機関との良好な取引関係の構築や一定の内部留保の確保を継続的にを行い、財務基盤の強化を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

また、事業上のリスクに該当しない事項であっても、重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

当社は、これらのリスクの発生可能性を十分認識した上で発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中に記載している将来に関する事項は、本書提出日現在において入手可能な情報に基づき当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① 市場について

当社はDX市場及びDXに関連するインターネット広告、ならびにマーケティングテクノロジーの市場を主たる事業領域としており、当社事業の継続的な拡大・発展のためには、更なるインターネットの利用拡大とインターネット広告の需要拡大、マーケティングテクノロジーが企業の業績向上へ寄与するものであることが事業者へさらに浸透していくことが必要であると考えております。

しかしながら、インターネットの利用に関連する規制の導入、技術革新等により、事業者のインターネットサイト運営が困難になった場合や経済状況・景気動向の影響によって消費が後退してインターネット上の購買活動が縮小した場合など、インターネット広告市場の成長が阻害されるような状況や事業主が広告費用を減少させるような状況が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 技術革新について

当社が事業展開しているDX市場及びマーケティングテクノロジー関連市場では、技術革新が行われておりそのスピードが速いことから、技術革新に応じたサービスの拡充、及び事業戦略の修正等も迅速に行う必要があると考えております。そのため、当社では業界の動向を注視しつつ、迅速に既存サービスにて新たな技術を展開できる開発体制を整えております。

しかしながら、予期しない技術革新等があった場合、それに伴いシステム開発費用が発生する可能性があります。また、適時に対応ができない場合、当社の技術的優位性やサービス競争力が低下し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 競争環境について

当社の事業が属するマーケティングテクノロジー関連分野においては、市場が急拡大を遂げた背景から歴史が比較的浅く、ニーズが拡大していくに伴って、戦略コンサルティング企業、大手広告代理店、SIベンダー等が同領域に参入するなど、当社をとりまく競争環境は激化しております。

また、参入企業が増加する一方で技術の進歩が目覚しく技術革新による競争力を有した競合他社の出現によって当社の将来の競争力が低下する可能性があります。

今後、当社のサービスが十分な差別化や機能向上等ができなかった場合や、さらなる新規参入により競争が激化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業体制に関するリスク

① 特定人物への事業運営の依存について

代表取締役である工藤勉は、2011年3月以降継続して当社代表者を務めており、経営方針の決定から事業運営までにおいて極めて重要な役割を果たしております。何らかの理由により業務遂行が困難になった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このため当社では、適切な権限委譲を図るための組織整備や社内の人材育成等を行うことによって、特定人物へ依存しない経営体制の構築を進めております。

② 小規模な組織であることについて

当社は、2021年9月30日現在、従業員100人未満の小規模な組織として効率良く事業運営を行っており、内部管理体制・業務執行体制はともに当該組織規模に応じたものとなっております。したがって、当社の役員や重要な業務を担当する従業員が退職等で流出した場合は、当社の事業活動に支障を来し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 優秀な人材の獲得・育成について

当社の主要な事業・サービスの要となっているのは人材であり、各種サービスの品質向上、新たなサービスの企画・開発のためには、優秀な人材の採用・育成と定着が欠かせないものとなっております。

しかしながら、人材獲得競争の激化により、優秀な人材の獲得が事業の拡大スピードに追い付かず事業運営が非効率なものとなった場合や在職する人材の離職が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 会社組織に関するリスク

① 知的財産権について

当社は、ソフトウェアやビジネスモデルに関する特許権、実用新案権、またはサービスに係る商標権等の知的財産権の調査等は可能な限り対応しておりますが、第三者が当社の知的財産権を侵害したり、あるいは当社が意図せずに第三者の知的財産権を侵害したとして提訴されるなどの可能性があります。

このような事象等により係争問題が発生した場合には、多額の費用及び経営資源が費やされ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。このため当社では、他社との差別化及び競争上の優位性確保のため、特許等の獲得と保護に努め、また、第三者の知的財産権を侵害しないよう十分な調査のもとにサービス開発を行ってまいります。

② 情報管理について

当社がサービスを提供する事業活動のデジタル化の領域においては、クライアントの機密情報や個人情報を取得することから、秘密保持契約等によって守秘義務を負っております。厳重な情報管理の徹底及び従業員への守秘義務の徹底をしておりますが、何らかの理由によりこれらの機密情報や個人情報が外部に漏洩した場合、当社の信用失墜等によって、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 内部管理体制の強化について

当社は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理を経営の重要課題のひとつと位置づけ、内部統制システムの適切な運用に努め、同システムの充実・強化を継続的に図っております。

しかし、適切な管理体制のもとで従業員の不正及び不法行為の防止に万全を期しているものの、万が一不正及び不法行為が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

① 配当政策について

当社は現在成長過程にあり、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討しますが、配当実施の可能性及びその実施時期については現時点において未定であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

② 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役及び従業員等に対して、当社の新株予約権を付与しており、さらに将来付与する可能性も含め、新株予約権が行使された場合、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。なお、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおり、本書提出日の前月末現在における潜在株式数は、282,900株であり、発行済株式総数1,949,100株の14.51%に相当しております。

③ 調達資金の使途について

株式上場時における公募増資による調達資金の使途については、当事業のさらなる拡大のため、当社サービスの機能強化及び安定的な稼働のためのインフラ費用、事業成長のための広告宣伝費、採用費用及び人件費等に充当する予定です。

しかしながら、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、想定通りの投資効果を得られない可能性があります。また、市場環境の変化が激しく、計画の変更を迫られ調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があります、その場合は速やかに資金使途の変更について開示を行う予定です。

④ システム障害について

当社のサービスはインターネット上において提供されており、大規模なプログラム不良や不正アクセス、その他何らかの要因によりシステム障害やネットワークの切断等予測不能なトラブルが発生した場合には、事業の継続に支障が生じ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は安定的なサービスの提供を実現するために、サーバー設備の増強、セキュリティの強化、システム管理体制の構築等により、システム障害に対する万全の備えをしております。

⑤ 自然災害等について

当社の事業は、インターネットや第三者が提供するクラウドサーバー等に依存しています。そのため、これらに被害をもたらすおそれのある自然災害等が発生した場合には、当社は事業を継続することができない等の支障が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、当該事象が発生した場合には、適切な対応に努めますが、事業への影響を完全に防止または軽減できない可能性があり、結果として、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 税務上の繰越欠損金について

2020年12月31日現在において、当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。当社の経営成績が順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。なお、当社の事業はDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

① 財政状態の状況

第15期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

a. 資産

当事業年度末における資産合計は、518,153千円（前事業年度末379,210千円）となり、138,943千円の増加となりました。このうち、流動資産は465,571千円（前事業年度末328,120千円）となり、137,451千円の増加となりました。この主な要因は、現金及び預金が142,869千円増加したことによるものです。また、固定資産は52,581千円（前事業年度末51,089千円）となり、1,492千円の増加となりました。この主な要因は、オフィス集約等により有形固定資産が4,404千円、敷金及び保証金が8,481千円減少した一方で、繰延税金資産が14,418千円増加したことによるものです。

b. 負債

当事業年度末における負債合計は、461,379千円（前事業年度末363,020千円）となり、98,358千円の増加となりました。このうち、流動負債は259,849千円（前事業年度末217,776千円）となり、42,072千円の増加となりました。この主な要因は、短期借入金が26,500千円増加したことによるものです。また、固定負債は長期借入金の増加によって、201,530千円（前事業年度末145,244千円）となりました。

c. 純資産

当事業年度末における純資産合計は、56,774千円（前事業年度末16,189千円）となり、40,585千円の増加となりました。この主な要因は、当期純利益の計上によって利益剰余金が増加したことによるものです。

第16期第3四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

a. 資産

当第3四半期会計期間末における資産合計は、585,898千円（前事業年度末518,153千円）となり、前事業年度末に比べ67,744千円の増加となりました。このうち、流動資産は513,299千円（前事業年度末465,571千円）となり、47,727千円の増加となりました。この主な要因は、現金及び預金が69,942千円増加した一方で、売掛金が22,927千円減少したことによるものです。また、固定資産は72,599千円（前事業年度末52,581千円）となり、20,017千円の増加となりました。この主な要因は、非連結子会社の清算手続の結了に伴い関係会社株式が7,038千円減少した一方で、無形固定資産が12,346千円、繰延税金資産が15,503千円増加したことによるものです。

b. 負債

当第3四半期会計期間末における負債合計は、295,012千円（前事業年度末461,379千円）となり、前事業年度末に比べ166,366千円の減少となりました。このうち、流動負債は142,658千円（前事業年度末259,849千円）となり、117,190千円の減少となりました。この主な要因は、買掛金が69,563千円減少、短期借入金が26,500千円減少したことなどによるものです。また、固定負債は新規の借入を実行したものの長期借入金の返済により49,176千円減少し、152,354千円（前事業年度末201,530千円）となりました。

c. 純資産

当第3四半期会計期間末における純資産合計は、290,886千円（前事業年度末56,774千円）となり、前事業年度末に比べ234,111千円の増加となりました。この主な要因は、四半期純利益の計上によって利益剰余金が137,182千円増加したことや、第三者割当増資による新株式の発行によって資本金及び資本剰余金がそれぞれ48,464千円増加したことによるものです。

② 経営成績の状況

第15期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による世界的な経済活動の停滞によって景気は急激に落ち込み、社会・経済活動の自粛効果による感染拡大抑制やワクチンの開発、生活・ワークスタイルの変化をとおして、今後徐々に景気の回復が期待されてはいるものの、未だ先行きが不透明な状態にあります。

当社が主に事業展開を行うDX及びデジタルマーケティング関連市場においては、新型コロナウイルス感染症が起因となり新たなライフスタイルの確立や消費のEC化の加速による消費者のメディア接点の多様化に伴い、これらに対応するためのデジタルシフトをはじめとしたDXを推進する取り組みが多く企業において活発なものとなっており、デジタルマーケティングへのニーズもより一層増加しております。

このような環境のもと、当社では「マーケティングテクノロジーで世界を豊かに」をミッションとして、DXの領域において企業がかかえるマーケティング課題解決を支援するため、コンサルタントによる直接的な人的支援及び、これまでの知見・ノウハウを集約したSaaS型ソフトウェアによるマーケティングツールの提供を中心として事業を展開してまいりました。

当事業年度においては、新規顧客の獲得及び既存顧客の売上拡大のため、積極的な人材採用・育成とソフトウェア開発への投資を進め、事業拡大に努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高531,528千円（前事業年度比15.8%増）、営業利益31,601千円（前事業年度は60,322千円の営業損失）、経常利益30,940千円（前事業年度は64,412千円の経常損失）、当期純利益40,585千円（前事業年度は39,906千円の当期純損失）となりました。

第16期第3四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、緊急事態宣言は2021年9月30日付をもって解除されたものの、新型コロナウイルス感染症の変異株の広がりにより、長期間にわたって企業活動をはじめとした経済活動が様々な場面で制限を余儀なくされている状態にあり、収束時期はいまだに不透明な状況にあります。

当社が主に事業展開を行うDX及びデジタルマーケティング関連市場においては、新型コロナウイルス感染症が起因となり新たなライフスタイルの確立や消費のEC化の加速による消費者のメディア接点の多様化に伴い、これらに対応するためのデジタルシフトをはじめとしたDXを推進する取り組みが多く企業において活発なものとなっており、デジタルマーケティングへのニーズもより一層増加しております。

このような状況の中、当社では前事業年度に引き続き、DXの領域において企業がかかえるマーケティング課題解決を支援するため、コンサルタントによる直接的な人的支援及びこれまでの知見・ノウハウを集約したSaaS型ソフトウェアによるマーケティングツールの提供を軸に、新規顧客の獲得及び既存顧客の売上拡大のため、積極的な人材採用・育成とソフトウェア開発への投資を進め、事業拡大に努めてまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高477,721千円、営業利益138,451千円、経常利益136,825千円、四半期純利益137,182千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第15期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

前事業年度は連結財務諸表を作成しているため、個別キャッシュ・フロー計算書を作成しておらず、従って、前年同期比較の記載は行っておりません。

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ142,869千円増加し、325,207千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は、53,338千円となりました。これは主に、売上債権の増加額9,869千円による減少要因があったものの、税引前当期純利益26,457千円及び減価償却費4,222千円による増加要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果得られた資金は、2,893千円となりました。これは主に、敷金及び保証金の回収による収入8,956千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果得られた資金は、86,906千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出39,594千円があったものの、長期借入れによる収入100,000千円があったためであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社は、DXの領域における各種サービスを主たる事業としており、生産に該当する事項が無いため、生産実績に関する記載はしていません。

b 受注実績

当社は、受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

c 販売実績

第15期事業年度及び第16期第3四半期累計期間における販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービス別の名称	第15期事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		第16期第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
デジタル顧客獲得支援サービス	270,532	118.1	272,984
デジタル顧客育成支援サービス	260,995	113.5	204,737

(注) 1. 最近2事業年度及び第16期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第14期事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		第15期事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		第16期第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
株式会社リヴァンプ	—	—	16,071	3.0	55,534	11.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報及び合理的な基準に基づき判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

なお、以下の重要な会計方針が財務諸表における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

(繰延税金資産)

当社は繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(固定資産の減損)

当社は固定資産について、減損の兆候があり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上する方針です。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第15期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

a. 売上高

当事業年度における売上高は531,528千円（前事業年度比15.8%増）となりました。これは主に継続型の案件受注の成長及び継続型の案件における解約率の抑制によって、収益基盤が拡大とともに安定したことによるものであります。

b. 売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は221,587千円（前事業年度比25.4%増）となりました。これは主に、サービスの制作・提供においてアウトソース活用場面が増加したことや外注取引先数が増加したことによるものであります。結果として、売上総利益は309,940千円（前事業年度比9.8%増）となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業損益

当事業年度における販売費及び一般管理費は278,339千円（前事業年度比18.8%減）となりました。この結果、営業利益は31,601千円（前事業年度は営業損失60,322千円）となりました。これは主に、外部リソースの効率的な活用による人件費の減少、オフィス集約による事業所費用の抑制や研究開発活動の一部が完了したことにより研究開発費が減少したことによるものであります。

d. 経常損益

当事業年度において営業外収益が1,611千円（前事業年度は営業外収益427千円）、営業外費用が2,271千円（前事業年度は営業外費用4,517千円）発生しております。これは主に支払利息によるものであります。この結果、経常利益は30,940千円（前事業年度は経常損失64,412千円）となりました。

e. 当期純損益

当事業年度において特別損失が4,483千円（前事業年度は未発生）発生しております。これは主にオフィス集約に伴い発生した固定資産除却損によるものであります。また、法人税等△14,128千円を計上した結果、当期純利益は40,585千円（前事業年度は当期純損失39,906千円）となりました。

第16期第3四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

a. 売上高

当第3四半期累計期間における売上高は477,721千円となりました。これは主に、デジタル顧客獲得支援サービスにおいて高単価の案件受注が増加したことによるものであります。

b. 売上原価、売上総利益

当第3四半期累計期間における売上原価は173,824千円となりました。これは主に、受注案件数の増加に伴いアウトソース活用が増えたことによるものであります。結果として、売上総利益は303,897千円となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業損益

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費は165,445千円となりました。

この結果、営業利益は138,451千円となりました。これは主に、第15期事業年度に実施したオフィス集約による事業所費用の減少や、第15期事業年度に新規研究開発の一部が完了したことに伴い研究開発費が減少したことによるものであります。

d. 経常損益

当第3四半期累計期間において営業外収益が664千円、営業外費用が2,291千円発生しております。これは主に為替差益、支払利息、株式交付費によるものであります。この結果、経常利益は136,825千円となりました。

e. 四半期純損益

当第3四半期累計期間において特別利益が312千円発生しております。これは、非連結子会社の清算手続の結了に伴う子会社清算益によるものであります。また、法人税等合計△45千円を計上した結果、四半期純利益は137,182千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「（1）経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照下さい。

⑤ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析・検討内容

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社では、より高い成長性及び収益性を確保する観点から、客観的な経営指標として売上高及び営業利益を重視しております。

当該指標につきましては、第14期事業年度（2019年12月期）は売上高458,986千円、営業損失60,322千円、第15期事業年度（2020年12月期）は売上高531,528千円、営業利益31,601千円、第16期第3四半期累計期間（2021年9月30日）は売上高477,721千円、営業利益138,451千円となっております。

⑥ 資本の財源及び資金の流動性について

当社の資金需要が生じるものとしては、人件費、広告宣伝費、地代家賃等の運転資金のほか、事業拡大に伴う採用活動のための採用費やプロダクトの開発費であります。財政状態等や資金使途を勘案しながら、必要な資金は営業活動により得られたキャッシュ・フロー、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針としております。

⑦ 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照下さい。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

第15期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社は、デジタル顧客育成支援のサービスにおいて、SaaS型ソフトウェアとして、Web接客ツール「CODE Marketing Cloud」を提供しております。

当事業年度においては、顧客からの定期的なサービス満足度調査等のフィードバックに基づき、顧客の利便性向上のための新機能開発を中心として、主に顧客が保有するCXデータと当社の「CODE Marketing Cloud」との連携を可能とすべく研究開発を行い、顧客が従来より蓄積してきたCXデータとの連携が可能となり、CXデータ分析の範囲が広がりました。

以上の結果、当事業年度における研究開発費の総額は25,581千円となっております。

第16期第3四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

当第3四半期累計期間における研究開発費の総額は1,071千円となっており、これは主に、前事業年度に引き続き、デジタル顧客育成支援のサービスにおいて提供するSaaS型ソフトウェアの新機能開発によるものです。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第15期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当事業年度における設備投資は総額1,163千円になります。これは主に、従業員用のPCの購入等や本社オフィスの集約に伴う通信設備の工事等によるものであります。

なお、当社の事業はDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第16期第3四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

当第3四半期累計期間における設備投資は総額1,885千円になります。これは主に、従業員用のPCの購入によるものであります。なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社の事業はDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は以下のとおりです。

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都新宿区)	本社機能	5,367	3,622	—	8,989	20 (2)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 本社の建物は賃借しており、その年間賃借料は21,193千円であります。
4. 従業員数は正社員及び契約社員の数であります。
なお、臨時雇用者数は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
5. 当社は、DX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2021年9月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000
計	3,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,949,100	非上場	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であります。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	1,949,100	—	—

(注) 1. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。

2. 2021年8月18日開催の取締役会決議及び2021年8月30日開催の臨時株主総会決議により、2021年9月14日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権

決議年月日	2018年5月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
新株予約権の数(個) ※	66
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 66 [19,800] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	310,000 [1,034] (注) 2、5
新株予約権の行使期間 ※	2020年5月22日～2028年5月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 310,000 [1,034] 資本組入額 155,000 [517] (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割及び株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後に時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使によるものを除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下①に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

①当社が本新株予約権を取得することができる事由

イ. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- ハ. 当社の普通株式に全部取得条項を付する定款変更、普通株式に付された全部取得条項に基づく全部取得、若しくは普通株式の併合（株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合に限り。）についての株主総会の承認がなされた場合、又は当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ニ. 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、再度就任又は雇用等されたか否かにかかわらず、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - 当社又は子会社の使用人
 - 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- ホ. 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- ヘ. 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (2) 割当日から、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされた日より1年経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限り。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下

記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する残存する本新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社の場合は取締役会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。
5. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	2018年11月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5
新株予約権の数(個) ※	27 [20]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 27 [6,000] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	396,000 [1,320] (注) 2、5
新株予約権の行使期間 ※	2020年11月23日～2028年11月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 396,000 [1,320] 資本組入額 198,000 [660] (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割及び株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後に時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使によるものを除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下①に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

① 当社が本新株予約権を取得することができる事由

イ. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ハ. 当社の普通株式に全部取得条項を付する定款変更、普通株式に付された全部取得条項に基づく全部取得、若しくは普通株式の併合（株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合に限る。）についての株主総会の承認がなされた場合、又は当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ニ. 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、再度就任又は雇用等されたか否かにかかわらず、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
- 当社又は子会社の使用人
- 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

ホ. 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
- 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- 権利者につき解散の決議が行われた場合
- 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

- へ、権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- a. 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - b. 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (2) 割当日から、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされた日より1年経過する日までの期間中は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する残存する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社の場合は取締役会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。
5. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 付与対象者の退職等による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員2名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2021年1月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2、当社従業員 1
新株予約権の数(個) ※	420
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 420 [126,000] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	477,484 [1,592] (注) 2、5
新株予約権の行使期間 ※	2023年1月26日～2031年1月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 477,484 [1,592] 資本組入額 238,742 [796] (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 新株予約権付与時(2021年1月25日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割及び株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後に時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使によるものを除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下①に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

①当社が本新株予約権を取得することができる事由

イ. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ハ. 当社の普通株式に全部取得条項を付する定款変更、普通株式に付された全部取得条項に基づく全部取得、若しくは普通株式の併合(株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合に限る。)についての株主総会の承認

- がなされた場合、又は当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ニ. 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、再度就任又は雇用等されたか否かにかかわらず、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- a. 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - b. 当社又は子会社の使用人
 - c. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- ホ. 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- a. 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - b. 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - c. 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - d. 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - e. 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - f. 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - g. 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - h. 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - i. 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- ヘ. 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- a. 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - b. 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (2) 割当日から、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされた日より1年経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する残存する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、
(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社の場合は取締役会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。
5. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

決議年月日	2021年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個) ※	32
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 32 [9,600] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	477,484 [1,592] (注) 2、5
新株予約権の行使期間 ※	2023年3月31日～2031年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 477,484 [1,592] 資本組入額 238,742 [796] (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 新株予約権付与時（2021年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割及び株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後に時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使によるものを除く）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下①に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

①当社が本新株予約権を取得することができる事由

イ. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ハ. 当社の普通株式に全部取得条項を付する定款変更、普通株式に付された全部取得条項に基づく全部取得、若しくは普通株式の併合（株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合に限る。）についての株主総会の承認がなされた場合、又は当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ニ. 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、再度就任又は雇用等されたか否かにかかわらず、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
- b. 当社又は子会社の使用人
- c. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

ホ. 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- b. 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- c. 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
- d. 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- e. 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- f. 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- g. 権利者につき解散の決議が行われた場合
- h. 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- i. 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

ヘ. 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - b. 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
 - (2) 権利者は、割当日から、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされた日より1年経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (3) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (4) 権利者は、2021年4月1日から2024年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）の営業獲得案件（権利者が紹介した取引先と当社が契約を締結し、当社が当該取引先に対して、コンサルティング業務・広告運用業務・その他これらに付随する業務を、対象期間の間に行なった案件を意味する。以下同じ。）における当社の売上合計金額（税別）に応じて、以下の割合を超えて本新株予約権を行使することができないものとする。但し、広告運用業務における立替広告媒体費相当額、その他案件利益率が著しく低い等の理由により、双方協議の下、当該計算の対象から除外することで合意した営業獲得案件の売上金額を売上合計金額から除外して計算する。
 - ①対象期間における営業獲得案件に係る売上合計金額（税別）が4,500万円未満の場合：0%
 - ②対象期間における営業獲得案件に係る売上合計金額（税別）が4,500万円以上かつ9,000万円未満の場合：25%
 - ③対象期間における営業獲得案件に係る売上合計金額（税別）が9,000万円以上かつ1億3,500万円未満の場合：50%
 - ④対象期間における営業獲得案件に係る売上合計金額（税別）が1億3,500万円以上かつ1億8,000万円未満の場合：75%
 - ⑤対象期間における営業獲得案件に係る売上合計金額（税別）が1億8,000万円以上の場合：100%
 - (5) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する残存する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社の場合は取締役会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。
5. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

決議年月日	2021年8月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
新株予約権の数(個) ※	88
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 88 [26,400] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	477,484 [1,592] (注) 2、5
新株予約権の行使期間 ※	2023年8月31日～2031年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 477,484 [1,592] 資本組入額 238,742 [796] (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 新株予約権付与時(2021年8月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割及び株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後に時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使によるものを除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下①に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

①当社が本新株予約権を取得することができる事由

イ. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- ハ. 当社の普通株式に全部取得条項を付する定款変更、普通株式に付された全部取得条項に基づく全部取得、若しくは普通株式の併合（株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合に限る。）についての株主総会の承認がなされた場合、又は当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ニ. 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、再度就任又は雇用等されたか否かにかかわらず、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- a. 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - b. 当社又は子会社の使用人
 - c. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- ホ. 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- a. 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - b. 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - c. 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - d. 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - e. 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - f. 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - g. 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - h. 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - i. 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- ヘ. 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- a. 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - b. 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (2) 割当日から、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされた日より1年経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限り。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する残存する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）１に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社の場合は取締役会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編成行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

5. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

第5回新株予約権

決議年月日	2021年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社提携先企業 1
新株予約権の数(個) ※	317
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 317 [95,100] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	477,484 [1,592] (注) 2、5
新株予約権の行使期間 ※	当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされた日より1年経過する日から2年間。 但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 477,484 [1,592] 資本組入額 238,742 [796] (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 新株予約権付与時(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の発行日後、当社が株式分割及び株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしております。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後に時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使によるものを除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下①に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

① 当社が本新株予約権を取得することができる事由

イ. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- ロ. 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ハ. 当社の普通株式に全部取得条項を付する定款変更、普通株式に付された全部取得条項に基づく全部取得、若しくは普通株式の併合（株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合に限る。）についての株主総会の承認がなされた場合、又は当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ニ. 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ア. 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - イ. 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (2) 権利者は、割当日から、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされた日より1年経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 権利者は、当社に対して2021年1月1日から同年12月31日までの間（以下「対象期間1」という。）と2022年1月1日から同年12月31日までの間（以下「対象期間2」という。）のそれぞれの期間に発注する案件（権利者の紹介した顧客が発注し、当社が直接の契約主体となる案件を含み、コンサルティング業務・広告運用業務・その他これらに付随する業務のうち、当社が対象期間1又は対象期間2の間に役務提供を行なったものを対象とする。）の発注合計金額（税別）に応じて、以下の割合を超えて本新株予約権を行使することができないものとする。但し、広告運用業務における立替広告媒体費相当額、会社から権利者に支払う営業協力金、その他双方協議の下、当該計算の対象から除外することで合意した案件の金額を発注合計金額から除外して計算する。
 - ① 対象期間1及び対象期間2それぞれにおける権利者から当社に対する案件発注合計金額（税別）がいずれも2,500万円未満の場合： 0%
 - ② 対象期間1又は対象期間2のうちいずれか一方の期間における権利者から当社に対する案件発注合計金額が2,500万円以上かつ5,000万円未満であり、かつ、もう一方の期間における案件発注合計金額が2,500万円未満の場合： 30%
 - ③ 対象期間1又は対象期間2のうちいずれか一方における権利者から当社に対する案件発注合計金額（税別）が5,000万円以上であり、かつ、もう一方の期間における案件発注合計金額（税別）が2,500万円未満の場合： 50%
 - ④ 対象期間1及び対象期間2それぞれにおける権利者から当社に対する案件発注金額合計（税別）がいずれも2,500万円以上かつ5,000万円未満の場合： 60%
 - ⑤ 対象期間1又は対象期間2のうちいずれか一方の期間における権利者から当社に対する案件発注合計金額（税別）が2,500万円以上かつ5,000万円未満であり、かつ、もう一方の期間における案件発注合計金額（税別）が5,000万円以上の場合： 80%
 - ⑥ 対象期間1及び対象期間2それぞれにおける権利者から当社に対する案件発注金額合計（税別）がいずれも5,000万円以上の場合： 100%
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する残存する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、
(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社の場合は取締役会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。
5. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年4月11日 (注) 1	普通株式 268	普通株式 5,793	41,540	51,540	41,540	41,540
2018年7月10日 (注) 2	普通株式 290	普通株式 6,083	56,840	108,380	56,840	98,380
2018年8月24日 (注) 3	普通株式 26	普通株式 6,109	5,148	113,528	5,148	103,528
2018年8月31日 (注) 4	普通株式 153	普通株式 6,262	30,294	143,822	30,294	133,822
2018年12月28日 (注) 5	—	普通株式 6,262	△43,822	100,000	—	133,822
2019年5月10日 (注) 6	普通株式 32	普通株式 6,294	7,639	107,639	7,639	141,461
2019年11月29日 (注) 7	—	普通株式 6,294	△7,639	100,000	—	141,461
2021年1月25日 (注) 8	普通株式 151	普通株式 6,445	36,050	136,050	36,050	177,511
2021年8月10日 (注) 9	普通株式 52	普通株式 6,497	12,414	148,464	12,414	189,926
2021年9月14日 (注) 10	普通株式 1,942,603	普通株式 1,949,100	—	148,464	—	189,926

(注) 1. 有償第三者割当 発行価格310,000円 資本組入額155,000円
割当先 門田芳典、梅澤康二、橋本政啓、衣笠慎吾、今村元太、月原直哉、今里慎作、角田翔

曾我健、大山卓也、有富丈之、堀内健太郎

なお、有償第三者割当による新株式発行と同時に、自己株式の処分による普通株式182株の割当を行っております。

2. 有償第三者割当 発行価額392,000円 資本組入額196,000円
割当先 梅澤康二、山崎晋一、岡登志雄、露木大輔、林良太
3. 有償第三者割当 発行価格396,000円 資本組入額198,000円
割当先 株式会社マイナビ、岩野達志
4. 有償第三者割当 発行価格396,000円 資本組入額198,000円
割当先 株式会社マイナビ、株式会社オークファン
5. 会社法第447条第1項の規定に基づき、財務内容の健全化を図るため、資本金の額を減少し、その金額をその他資本剰余金に振替えたものであります（減資割合30.5%）。
6. 有償第三者割当 発行価格477,484円 資本組入額238,742円
割当先 DMクラスター株式会社
7. 会社法第447条第1項の規定に基づき、財務内容の健全化を図るため、資本金の額を減少し、その金額をその他資本剰余金に振替えたものであります（減資割合7.1%）。
8. 有償第三者割当 発行価格477,484円 資本組入額238,742円
割当先 株式会社マイナビ
9. 有償第三者割当 発行価格477,484円 資本組入額238,742円
割当先 ピアラベンチャーズ1号投資事業有限責任組合
10. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。

(4) 【所有者別状況】

2021年9月30日現在

2021年3月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式 の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	3	—	—	24	27	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	1,287	—	—	18,204	19,491	—
所有株式数 の割合（%）	—	—	—	6.6	—	—	93.4	100.0	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,949,100	19,491	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,949,100	—	—
総株主の議決権	—	19,491	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は現在成長過程にあり、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討しますが、配当実施の可能性及びその実施時期については現時点において未定であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

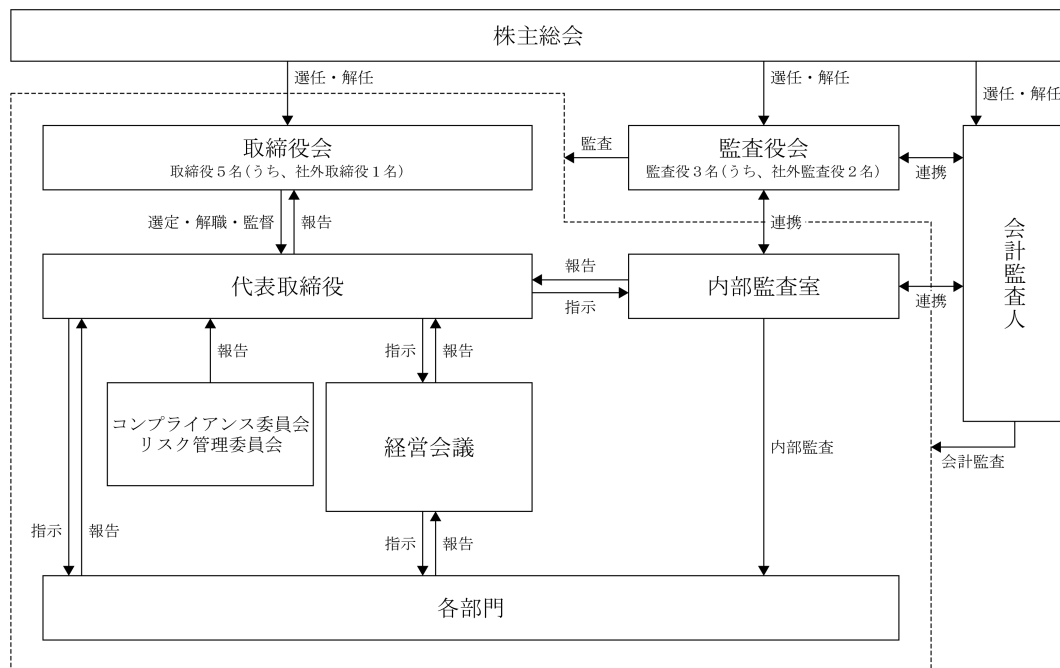
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と社会への貢献を目指していく中で、迅速かつ透明性ある意思決定を行っていくことが重要であると認識しております。その認識のもと、企業規模の拡大に合わせた意思決定体制の構築、経営陣・全社員へのコンプライアンスの徹底を行い、株主、取引先、従業員等のすべてのステークホルダーに対する利益の最大化を図ります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



イ. 取締役及び取締役会

取締役会は、議長 工藤勉（代表取締役）、荒井裕希（取締役）、山崎晋一（取締役）、平井隆仁（取締役）、雨宮玲於奈（社外取締役）の5名により構成し、原則毎月1回、経営に関する重要事項の決定、業務執行の監督及び法定事項の決議等をおこなっております。また、適切かつ迅速な意思決定を行っていくために、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ. 監査役及び監査役会

監査役会は、議長 今村元太（常勤社外監査役）、梅澤康二（社外監査役）、山岡佑の3名により構成し、原則毎月1回、監査計画の策定や監査実施状況の確認等をおこなっております。さらに監査役は取締役会や経営会議等、社内の重要会議への出席のほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、取締役の職務の執行を含む日常的な活動の監査を行っております。

ハ. 経営会議

経営会議は代表取締役、取締役（社外取締役を除く）、常勤監査役、執行役員により構成し、構成員は、議長 工藤勉（代表取締役）、荒井裕希（取締役）、山崎晋一（取締役）、平井隆仁（取締役）、今村元太（常勤監査役）、須合聡（執行役員）、衣笠慎吾（執行役員）の7名となっております。原則毎月1回、重要な経営事項について情報共有や意見交換を行い、取締役会を補佐しております。

ニ．会計監査人

当社は、会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。

ホ．内部監査

代表取締役社長の直轄組織として、内部監査室を設置し、業務監査を実施しております。また、内部監査室と監査役、監査法人は適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

ヘ．リスク管理委員会・コンプライアンス委員会

当社の経営に悪影響を及ぼすおそれのあるリスクの低減及びコンプライアンス活動に必要な情報の共有を図るため、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、取締役、執行役員、監査役から構成されており、それぞれ四半期に1回開催しております。

バ．企業統治の体制及び採用理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置し、監査法人と連携するとともに、日常的に業務を監査する役割として、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能となると判断し、この体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

ア．内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

- 1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 全ての役職員は職務の執行にあたって関係法令、社会規範及び社内諸規程等を遵守することを徹底する。
 - 2) 法令違反行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供するための内部通報体制を構築する。
 - 3) 取締役会は、法令、定款及び社内諸規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
 - 4) 監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、取締役の職務執行を監査する。
 - 5) 職務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合することを確保するため、内部監査担当が内部監査を実施する。
- 2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役会の議事録、並びに稟議書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、法令及び「文書管理規程」の定めに基づき適切に管理する。
 - 2) 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。
- 3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 損失の危険に対処するため、社内諸規程を整備し、適宜適切に見直しを行う。
 - 2) 取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
 - 3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を責任者として、全社的な対策を検討する。
- 4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会は原則として毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - 2) 職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
 - 3) 業務管理については、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、月次決算において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。
- 5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。
 - 2) 当該使用人は監査役の指揮命令に従い、人事考課、異動等については監査役の同意を受けた上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。
 - 2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
 - 3) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、職務執行の状況等について速やかに報告する。
7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役は、監査役が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、必要に応じて意見交換等を行える環境を整備する。
8. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要は是正を行う。
9. 反社会的勢力を排除するための体制
- 反社会的勢力対策規程において基本方針を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。また、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても、反社会的勢力との取引を行わず、金銭その他の経済的利益を提供しない。
- b. 取締役の定数
- 当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。
- c. 取締役選任の決議要件
- 当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨を定款に定めております。
- d. 責任限定契約
- 当社と社外監査役及び社外取締役は、会社法並びに当社の定款の定めに基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役及び監査役の最低責任限度額としております。
- e. リスク管理体制の整備状況
- 当社は、企業活動を行うに当たり発生しうるリスクを回避・防止するため、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定めており、それに基づき全社的なリスク管理体制の強化を図っております。
- f. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項及びその理由
1. 取締役及び監査役の責任免除
- 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む）の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。
2. 自己株式の取得
- 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、企業環境の変化に応じた機動的な経営を可能とすることを目的とするものであります。
3. 中間配当
- 当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

g. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性一名(役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	工藤 勉	1984年7月4日	2004年7月 株式会社免許オンデマンド設立 取締役 2006年3月 当社設立。取締役 2011年3月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 3	1,323,300
取締役 事業本部長	荒井 裕希	1981年9月17日	2004年4月 株式会社カスケード入社 2007年5月 当社入社 2008年2月 当社取締役(現任)	(注) 3	62,400
取締役 経営管理本部長	山崎 晋一	1963年8月2日	1988年5月 株式会社リクルート入社 1990年7月 株式会社リクルートスタッフィング 入社 2006年7月 エン・ジャパン株式会社入社 2009年2月 同社取締役管理本部長 2010年10月 スリープログループ株式会社入社 2011年1月 同社取締役常務執行役員 2011年9月 株式会社フォーラムエンジニアリン グ入社 2013年1月 パーク24株式会社入社 2016年11月 タイムズサービス株式会社転籍 2018年6月 当社入社 2021年1月 当社取締役(現任)	(注) 3	9,600
取締役 経営企画室長	平井 隆仁	1987年5月10日	2012年4月 株式会社日本政策金融公庫 入庫 2014年12月 当社入社 2017年12月 株式会社博報堂DYデジタル 入社 2020年4月 当社入社 2020年9月 当社執行役員 2021年4月 当社取締役(現任)	(注) 3	9,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	雨宮 玲於奈	1975年4月3日	1998年4月 株式会社光通信入社 株式会社リクルートエイブリック 2003年6月 (現株式会社リクルートキャリア) 入社 株式会社日本医療情報センター (現 株式会社リクルートメディカルキャ リア) 代表取締役 株式会社ジャミックスファイナンス 2005年12月 (現株式会社リクルートメディカル キャリア) 代表取締役 株式会社ジャミックス (現株式会社 リクルートメディカルキャリア) 代 表取締役 株式会社リクルート事業開発室医療 ユニットビジネスユニット長 (事業 部長) 2009年4月 株式会社アールスリーヘルスケア (現株式会社リクルートメディカル キャリア) 取締役 株式会社リクルートエージェン 2012年4月 (現株式会社リクルートキャリア) 中途事業本部領域企画統括部執行役 員 株式会社リクルートホールディング ス国内事業統括室カンパニーパート ナー 2013年4月 株式会社スタッフサービス・ホール ディングス取締役 株式会社リクルートスタッフィング 取締役 株式会社アイアム&インターワーク 2014年4月 ス (現株式会社インターワークス) 代表取締役社長 株式会社スマートエージェンシー設 2017年6月 立 代表取締役 (現任) 財団法人日本健康スポーツ連盟 2017年7月 理事 2018年3月 当社監査役 2018年6月 MRT株式会社 取締役 (現任) 2018年6月 株式会社コンフィデンス 取締役 (現任) 2019年5月 株式会社Grooves 取締役 (現任) 2021年1月 当社取締役 (現任)	(注) 3	—
常勤監査役	今村 元太	1988年1月4日	2006年10月 株式会社春木家総本店 取締役 (現任) 2010年1月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2017年11月 当社監査役 (現任) 2018年2月 今村元太公認会計士・税理士事務 所開設 同所長 (現任)	(注) 4	9,300
監査役	梅澤 康二	1983年9月3日	2008年9月 最高裁判所司法研修了 2008年9月 アンダーソン・毛利・友常法律事 務所入所 2014年8月 ブラム総合法律事務所設立 2015年10月 弁護士法人ブラム総合法律事務所 設立 同代表 (現任) 2018年3月 当社監査役 (現任)	(注) 4	118,500
監査役	山岡 佑	1986年4月3日	2010年1月 有限責任監査法人トーマツ入所 2014年3月 山岡佑公認会計士事務所開設 同所長 (現任) 2019年1月 株式会社シクミヤ設立 代表取締役 (現任) 2019年7月 いちから株式会社 監査役 (現任) 2021年1月 当社監査役 (現任)	(注) 4	13,500
計					1,546,200

- (注) 1. 取締役雨宮玲於奈は、社外取締役であります。
2. 監査役今村元太、梅澤康二は、社外監査役であります。
3. 2021年8月30日開催の臨時株主総会の終結の時から2022年12月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2021年8月30日開催の臨時株主総会の終結の時から2024年12月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社では、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
財務経理部長	衣笠 慎吾
DX事業部長	須合 聡

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針は特に定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで選任することとしております。社外監査役の梅澤康二は当社株式118,500株、社外監査役の今村元太は当社株式9,300株をそれぞれ保有しておりますが、その他にいずれの社外役員も当社との間に人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役雨宮玲於奈は、長年にわたる会社経営の豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有しており、社外取締役の職務を十分に果たすことができると判断しております。

社外監査役の梅澤康二は、弁護士として企業法務やコンプライアンスの分野における高い知見と実務経験を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると期待し、選任しております。

社外監査役の今村元太は、公認会計士として会計・監査等の実務経験及び財務についての専門的な知見を有しており、幅広い見識をもとに客観的な立場で取締役の職務の執行を監査できると期待し、選任しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、内部監査、監査役監査及び会計監査並びにその他内部統制部門に関する重要な事項の報告を受けており、それに基づき、積極的な意見交換や助言を行っております。

社外監査役は、監査役2名が社外監査役（常勤監査役1名、非常勤監査役1名）であり、定期的に監査役会において内部監査室より報告を受けており、情報共有、協議等を行い連携を図っております。内部統制部門は適宜情報共有を行い、相互連携を図ることで、監査の効率性及び有効性の向上につながっております。会計監査人とは、四半期に1回会合を持ち、各部門の監査で判明した問題点について意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、監査役相互で連携することで効果的な監査を実施しております。また、取締役会に出席して、意見を述べ、経営の適法性・妥当性について確認する他、年間の監査計画に基づいた監査を実施しております。

2020年12月期において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
今村 元太	14	14
梅澤 康二	14	14
雨宮 玲於奈	14	14
山岡 佑	—	—

山岡佑は、2021年1月1日より監査役に就任したため、当事業年度の監査役会への出席実績はございません。また、雨宮玲於奈は、2020年12月31日に監査役を退任し、2021年1月1日より取締役に就任しております。

監査役会における主な検討事項としては、監査報告書の作成、監査計画の策定、監査方針の策定、会計監査人の選任及び解任、会計監査人の報酬、定時株主総会への付議議案の内容の監査、常勤監査役の選定及び解職等があります。

常勤の監査役の活動としては、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会への出席のほか、経営会議等の重要な会議や委員会への出席、取締役の職務執行・意思決定について厳正な監視を行っております。また、重要書類の閲覧や内部統制システムの構築・運用状況の日常的な監視等を通じて社内の情報収集及び検証に努め、知り得た情報を他の監査役と適宜共有することで監査役会としての監査機能の充実に努めております。

② 内部監査の状況

内部監査室を設置し、専任の担当者1名により内部監査を実施しております。年間の監査計画に従い、書類の閲覧やインタビュー等を通じて法令の遵守状況及び業務活動の効率性等について内部監査を実施しております。監査結果については代表取締役、監査役及び被監査部門に速やかに報告しております。また、内部監査担当者は監査役会及び監査法人と定期的に情報交換を実施しております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社の間に特別な利害関係はありません。

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 矢治博之

業務執行社員 飯塚徹

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名

その他 6名

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定及び評価に関して、監査法人の規模や実績、審査体制及び具体的な監査実施要領や費用について、総合的に判断して選定を行っております。

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人に対して、専門性及び独立性を有していること、監査品質管理が適切であること、当社の業務内容に対して効率的な監査業務を実施できる体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等、具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績等を踏まえた上で、総合的に評価しております。

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人につきましては、これらの観点で評価し当社の会計監査人として適切であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

	前連結会計年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	15,000	—	15,500	—
連結子会社	—	—	—	—
計	15,000	—	15,500	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査役会の同意を得ております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、各役員の報酬額は、独立社外取締役が出席する取締役会から授権された代表取締役 工藤勉が、会社の業績及び経済情勢、各人の地位、経歴、実績などを総合的に勘案して決定しております。なお、決定にあたっては、代表取締役 工藤勉が策定した報酬案を社外取締役及び社外監査役に提示し、社外取締役において会社の業績及び経済情勢等を勘案して妥当性を検証しており、監査役会は決定プロセスを確認しております。なお、取締役の報酬限度額は、2021年8月30日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議されており、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程については、2021年3月30日開催の取締役会において、報酬額の決定方法を代表取締役 工藤勉に一任する旨を決議しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された総報酬額の範囲内において、常勤、非常勤、業務分担の状況を考慮して、監査役会にて協議して決定しております。なお、監査役の報酬限度額は、2021年8月30日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	30,091	30,091	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	7,440	7,440	—	—	3

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は保有株式が存在しないため、記載すべき事項はありません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有していないため、該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式を保有していないため、該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)及び当事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(2021年1月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は前事業年度に、連結子会社であったf-code (Hong Kong) Co., Ltd.を清算し、また、連結子会社であったf-code(Thailand)Co., Ltd.が清算手続の進展により重要性が乏しくなったため、当事業年度より連結の範囲から除外し、連結子会社が存在なくなりました。そのため、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、的確に対応出来るようにするため、専門的知識を有する各種団体が発行する書籍等の購読やセミナーの視聴等を行い、情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

前連結会計年度 (2019年12月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	189,624
売掛金	120,054
仕掛品	3,133
前払費用	8,334
未収還付法人税等	5,053
その他	11,024
貸倒引当金	△636
流動資産合計	336,588
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	※ 6,069
工具、器具及び備品（純額）	※ 7,325
有形固定資産合計	13,394
投資その他の資産	
敷金及び保証金	30,606
その他	50
投資その他の資産合計	30,656
固定資産合計	44,050
資産合計	380,639

(単位：千円)

前連結会計年度
(2019年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	110,898
1年内返済予定の長期借入金	35,594
未払金	26,454
未払費用	15,662
その他	29,335
流動負債合計	217,945
固定負債	
長期借入金	145,244
固定負債合計	145,244
負債合計	363,189
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	244,145
利益剰余金	△327,104
株主資本合計	17,040
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	408
その他の包括利益累計額合計	408
非支配株主持分	0
純資産合計	17,449
負債純資産合計	380,639

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	459,224
売上原価	176,662
売上総利益	282,561
販売費及び一般管理費	※1, ※2 343,907
営業損失(△)	△61,345
営業外収益	
受取利息	24
アフィリエイト収入	251
その他	268
営業外収益合計	545
営業外費用	
支払利息	3,313
為替差損	780
株式交付費	94
その他	698
営業外費用合計	4,887
経常損失(△)	△65,687
特別利益	
投資有価証券売却益	24,795
特別利益合計	24,795
税金等調整前当期純損失(△)	△40,891
法人税、住民税及び事業税	290
法人税等合計	290
当期純損失(△)	△41,181
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△0
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△41,181

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
当期純損失(△)	△41,181
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	378
その他の包括利益合計	※ 378
包括利益	△40,803
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	△40,803
非支配株主に係る包括利益	△0

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益 累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	100,000	228,865	△285,922	42,942	30	30	0	42,973
当期変動額								
新株の発行	7,639	7,639		15,279				15,279
減資	△7,639	7,639		—				—
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△41,181	△41,181				△41,181
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）					378	378	△0	378
当期変動額合計	—	15,279	△41,181	△25,902	378	378	△0	△25,524
当期末残高	100,000	244,145	△327,104	17,040	408	408	0	17,449

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失 (△)	△40,891
減価償却費	5,603
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	155
受取利息	△24
支払利息	3,313
為替差損益 (△は益)	△114
投資有価証券売却損益 (△は益)	△24,795
売上債権の増減額 (△は増加)	△48,431
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,133
仕入債務の増減額 (△は減少)	71,551
その他	9,999
小計	△26,768
利息の受取額	24
利息の支払額	△3,542
法人税等の支払額	△5,623
営業活動によるキャッシュ・フロー	△35,909
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△386
投資有価証券の売却による収入	27,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,613
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△57,581
株式の発行による収入	15,185
財務活動によるキャッシュ・フロー	△42,395
現金及び現金同等物に係る換算差額	176
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△51,515
現金及び現金同等物の期首残高	241,139
現金及び現金同等物の期末残高	※ 189,624

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 f-code(Thailand)Co.,Ltd.

f-code (Hong Kong) Co., Ltd. は、当連結会計年度において清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

f-code (Thailand) Co.,Ltd. の決算日は9月30日であります。

連結財務諸表を作成するに当たっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をしております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は各社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」

(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」

(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

- ・「金融商品に関する会計基準」

(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（連結貸借対照表関係）

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年12月31日)
建物	1,052千円
工具、器具及び備品	10,464千円
計	11,516千円

（連結損益計算書関係）

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
役員報酬	53,337千円
給料及び手当	74,197千円
業務委託費	58,609千円
減価償却費	4,582千円
研究開発費	43,002千円
貸倒引当金繰入額	155千円

※ 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
	43,002千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
為替換算調整勘定	
当期発生額	209千円
組替調整額	169千円
税効果調整前	378千円
税効果額	—
為替換算調整勘定	378千円
その他の包括利益合計	378千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,262	32	—	6,294

(注) 普通株式の発行済株式数の増加32株は、第三者割当増資に伴う新株発行によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金	189,624千円
現金及び現金同等物	189,624千円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を銀行借入等により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引については、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、新規取引時の与信検討及びその後のモニタリングによりリスク低減を図っています。また、外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るもの及び営業保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金については、一部が変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、経理規程及び販売管理・債権管理規程に従い、経理財務部門が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。また、変動金利による借入金については、定期的に金利の動向を把握し、管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、利益計画に基づき経理財務部門が適時に資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	189,624	189,624	—
(2) 売掛金	120,054	120,054	—
資産計	309,679	309,679	—
(1) 買掛金	110,898	110,898	—
(2) 未払金	26,454	26,454	—
(3) 長期借入金（※）	180,838	188,385	7,547
負債計	318,191	325,738	7,547

（※）1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

	(千円)
敷金及び保証金	30,606

（注）これらについては、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注）3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	189,569			
売掛金	120,054	—	—	—
合計	309,623	—	—	—

（注）4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	35,594	22,104	20,064	103,076	—	—
合計	35,594	22,104	20,064	103,076	—	—

(有価証券関係)

1. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	27,000	24,795	—
合計	27,000	24,795	—

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. スtock・オプション等にかかる費用計上額および科目名

該当事項はありません。

2. スtockオプション等の内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年8月28日	2018年5月21日	2018年11月22日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名	当社従業員 3名	当社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 84,000株	普通株式 30,300株	普通株式 14,100株
付与日	2017年8月31日	2018年5月21日	2018年11月22日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載してあります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載してあります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載してあります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2017年8月31日 至 2027年8月30日	自 2020年5月22日 至 2028年5月21日	自 2020年11月23日 至 2028年11月22日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年9月14日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年8月28日	2018年5月21日	2018年11月22日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	21,600	14,100
付与	—	—	—
失効	—	1,800	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	19,800	14,100
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	67,200	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	67,200	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年9月14日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年8月28日	2018年5月21日	2018年11月22日
権利行使価格(円)	96	1,034	1,320
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(注) 2021年9月14日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の価格に換算しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社株式は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)を基礎とした方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

14,883千円

② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	220千円
減価償却費	59,731千円
繰越欠損金 (注) 2	76,710千円
その他	5,286千円
繰延税金資産小計	141,948千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△76,710千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△65,237千円
評価性引当額小計 (注) 1	△141,948千円
繰延税金資産合計	一千円
繰延税金資産の純額	一千円

(注) 1. 前連結会計年度末と比較して評価性引当額が15,524千円増加しております。この主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	1,343	—	—	75,366	76,710
評価性引当額	—	—	△1,343	—	—	△75,366	△76,710
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社グループは、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社は、DX事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	デジタル顧客獲得支援サービス	デジタル顧客育成支援サービス	合計
外部顧客への売上高	229, 088	230, 136	459, 224

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	工藤 勉	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 67.0	債務被保証	当社銀行借 入に対する 連帯保証	4,980	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は銀行借入に関して、代表取締役工藤勉から債務保証を受けております。

また、上記取引金額には当該債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。

- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	9.24円
1株当たり当期純損失(△)	△21.85円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純損失(△)	
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△41,181
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△41,181
普通株式の期中平均株式数(株)	1,884,807
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2018年5月21日開催の取締役会決議による第2回新株予約権 新株予約権の数 66個 (普通株式 19,800株) 2018年11月22日開催の取締役会決議による第3回新株予約権 新株予約権の数 47個 (普通株式 14,100株) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】(2020年12月31日現在)

当事業年度においては、連結財務諸表を作成していないため、該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	182,338	325,207
受取手形	—	2,640
売掛金	120,011	124,523
仕掛品	3,133	—
前払費用	9,444	5,592
未収入金	1,642	1,562
未収還付法人税等	5,053	—
その他	7,132	6,383
貸倒引当金	△636	△336
流動資産合計	328,120	465,571
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※ 6,069	※ 5,367
工具、器具及び備品（純額）	※ 7,325	※ 3,622
有形固定資産合計	13,394	8,989
投資その他の資産		
関係会社株式	7,038	7,038
破産更生債権等	—	2,718
繰延税金資産	—	14,418
敷金及び保証金	30,606	22,125
その他	50	10
貸倒引当金	—	△2,718
投資その他の資産合計	37,695	43,591
固定資産合計	51,089	52,581
資産合計	379,210	518,153

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	110,839	108,286
短期借入金	—	26,500
1年内返済予定の長期借入金	35,594	39,714
未払金	26,454	28,412
未払費用	27,641	39,614
未払法人税等	—	290
前受金	287	—
預り金	2,903	2,553
前受収益	1,506	1,358
その他	12,549	13,120
流動負債合計	217,776	259,849
固定負債		
長期借入金	145,244	201,530
固定負債合計	145,244	201,530
負債合計	363,020	461,379
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	141,461	141,461
その他資本剰余金	102,683	102,683
資本剰余金合計	244,145	244,145
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△327,956	△287,371
利益剰余金合計	△327,956	△287,371
株主資本合計	16,189	56,774
純資産合計	16,189	56,774
負債純資産合計	379,210	518,153

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2021年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	395,150
受取手形	2,717
売掛金	101,595
その他	14,110
貸倒引当金	△274
流動資産合計	513,299
固定資産	
有形固定資産	8,754
無形固定資産	12,346
投資その他の資産	
繰延税金資産	29,921
その他	24,231
貸倒引当金	△2,655
投資その他の資産合計	51,498
固定資産合計	72,599
資産合計	585,898

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2021年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	38,722
1年内返済予定の長期借入金	33,724
未払法人税等	18,401
賞与引当金	2,292
その他	49,518
流動負債合計	142,658
固定負債	
長期借入金	152,354
固定負債合計	152,354
負債合計	295,012
純資産の部	
株主資本	
資本金	148,464
資本剰余金	292,610
利益剰余金	△150,188
株主資本合計	290,886
純資産合計	290,886
負債純資産合計	585,898

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	458,986	531,528
売上原価	176,662	221,587
売上総利益	282,324	309,940
販売費及び一般管理費	※1, ※2 342,646	※1, ※2 278,339
営業利益又は営業損失 (△)	△60,322	31,601
営業外収益		
受取利息	15	6
アフィリエイト収入	251	186
受取保険金	—	1,052
その他	159	366
営業外収益合計	427	1,611
営業外費用		
支払利息	3,313	1,233
為替差損	499	1,037
株式交付費	94	—
その他	609	—
営業外費用合計	4,517	2,271
経常利益又は経常損失 (△)	△64,412	30,940
特別利益		
投資有価証券売却益	24,795	—
特別利益合計	24,795	—
特別損失		
固定資産除却損	—	※3 4,483
特別損失合計	—	4,483
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△39,616	26,457
法人税、住民税及び事業税	290	290
法人税等調整額	—	△14,418
法人税等合計	290	△14,128
当期純利益又は当期純損失 (△)	△39,906	40,585

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	78,970	43.9	97,116	44.5
II 経費		100,825	56.1	121,337	55.5
当期総製造費用		179,795	100.0	218,454	100.0
仕掛品期首たな卸高		—		3,133	
合計		179,795		221,587	
仕掛品期末たな卸高		3,133		—	
当期売上原価		176,662		221,587	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
外注費(千円)	30,147	50,528
システム利用料(千円)	48,323	50,743
地代家賃(千円)	13,158	15,590

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)
売上高	477,721
売上原価	173,824
売上総利益	303,897
販売費及び一般管理費	165,445
営業利益	138,451
営業外収益	
受取利息	2
為替差益	87
貸倒引当金戻入額	119
ポイント収入額	452
その他	2
営業外収益合計	664
営業外費用	
支払利息	1,838
株式交付費	409
その他	44
営業外費用合計	2,291
経常利益	136,825
特別利益	
子会社清算益	312
特別利益合計	312
税引前四半期純利益	137,137
法人税、住民税及び事業税	15,458
法人税等調整額	△15,503
法人税等合計	△45
四半期純利益	137,182

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	133,822	95,043	228,865	△288,049	△288,049	40,816	40,816
当期変動額								
新株の発行	7,639	7,639		7,639			15,279	15,279
減資	△7,639		7,639	7,639			—	—
当期純損失（△）					△39,906	△39,906	△39,906	△39,906
当期変動額合計	—	7,639	7,639	15,279	△39,906	△39,906	△24,627	△24,627
当期末残高	100,000	141,461	102,683	244,145	△327,956	△327,956	16,189	16,189

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	141,461	102,683	244,145	△327,956	△327,956	16,189	16,189
当期変動額								
新株の発行								
減資								
当期純利益					40,585	40,585	40,585	40,585
当期変動額合計	—	—	—	—	40,585	40,585	40,585	40,585
当期末残高	100,000	141,461	102,683	244,145	△287,371	△287,371	56,774	56,774

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	26,457
減価償却費	4,222
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,418
受取利息	△6
支払利息	1,233
為替差損益 (△は益)	268
固定資産除却損	4,483
売上債権の増減額 (△は増加)	△9,869
たな卸資産の増減額 (△は増加)	3,133
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,553
その他	19,727
小計	49,515
利息の受取額	6
利息の支払額	△1,237
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	5,053
営業活動によるキャッシュ・フロー	53,338
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,163
有形固定資産の除却による支出	△4,900
敷金及び保証金の回収による収入	8,956
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,893
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	26,500
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	△39,594
財務活動によるキャッシュ・フロー	86,906
現金及び現金同等物に係る換算差額	△268
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	142,869
現金及び現金同等物の期首残高	182,338
現金及び現金同等物の期末残高	※ 325,207

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

其他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具及び備品 3～15年

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～18年
工具、器具及び備品	3～15年

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」

(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」
(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」 (企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」
(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」
(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

2. 適用予定日

2021年12月期の期首から適用予定であります。

会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

2. 適用予定日

2021年12月期の期首から適用予定であります。

(追加情報)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大状況について、今後の収束時期を明確に予測することは困難ではありますが、当事業年度の財務諸表作成日現在においては、当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性は少ないものと想定しております。このような状況のもと、現時点において入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

当社では、今後の動向による影響について引き続き注視してまいります。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
建物	1,052千円	1,753千円
工具、器具及び備品	10,464千円	10,612千円
計	11,516千円	12,366千円

(損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
役員報酬	53,337千円	37,531千円
給料及び手当	74,197千円	46,343千円
業務委託費	57,692千円	62,842千円
販売手数料	11,480千円	28,329千円
減価償却費	4,582千円	2,779千円
研究開発費	43,002千円	25,581千円
貸倒引当金繰入額	155千円	2,418千円

販売費に属する費用と一般管理費に属する費用の割合は概ね次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
販売費に属する費用	37.6%	36.4%
一般管理費に属する費用	62.4%	63.6%

※ 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	43,002千円	25,581千円

※ 3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
工具、器具及び備品	－千円	1,360千円
撤去費用等	－千円	3,123千円
計	－千円	4,483千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,294	—	—	6,294

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金	325,207千円
現金及び現金同等物	325,207千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

連結財務諸表の注記事項として記載しております。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を銀行借入等により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引については、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、新規取引時の与信検討及びその後のモニタリングによりリスク低減を図っています。また、外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るもの及び営業保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金については、一部が変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、経理規程及び販売管理・債権管理規程に従い、経理財務部門が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。また、変動金利による借入金については、定期的に金利の動向を把握し、管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、利益計画に基づき経理財務部門が適時に資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	325,207	325,207	—
(2) 受取手形	2,640	2,640	—
(3) 売掛金	124,523	124,523	—
資産計	452,370	452,370	—
(1) 買掛金	108,286	108,286	—
(2) 短期借入金	26,500	26,500	—
(3) 未払金	28,412	28,412	—
(4) 長期借入金（※）	241,244	246,756	5,512
負債計	404,443	409,955	5,512

（※）1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金及び預金、（2）受取手形、（3）売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

（1）買掛金、（2）短期借入金、（3）未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

	(千円)
敷金及び保証金	22,125

（注）これらについては、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注）3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	325,086			
受取手形	2,640	—	—	—
売掛金	124,523	—	—	—
合計	452,249	—	—	—

(注) 4. 短期借入金、長期借入金の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	26,500	—	—	—	—	—
長期借入金	39,714	38,184	121,196	18,120	14,120	9,910
合計	66,214	38,184	121,196	18,120	14,120	9,910

(有価証券関係)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 子会社株式

子会社株式 (貸借対照表価額7,038千円) は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 子会社株式

子会社株式 (貸借対照表価額7,038千円) は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. スtock・オプション等にかかる費用計上額および科目名

該当事項はありません。

2. スtockオプション等の内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2018年5月21日	2018年11月22日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 30,300株	普通株式 14,100株
付与日	2018年5月21日	2018年11月22日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載してあります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載してあります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年5月22日 至 2028年5月21日	自 2020年11月23日 至 2028年11月22日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年9月14日付株式分割 (普通株式1株につき300株の割合) による分割後の株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2020年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2018年5月21日	2018年11月22日
権利確定前(株)		
前事業年度末	19,800	14,100
付与	—	—
失効	—	6,000
権利確定	—	—
未確定残	19,800	8,100
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年9月14日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2018年5月21日	2018年11月22日
権利行使価格(円)	1,034	1,320
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 2021年9月14日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の価格に換算しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社株式は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)を基礎とした方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額

13,254千円

② 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	220千円
減価償却費	59,731千円
繰越欠損金 (注) 2	75,366千円
その他	5,286千円
繰延税金資産小計	140,604千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△75,366千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△65,237千円
評価性引当額小計 (注) 1	△140,604千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金資産の純額	－千円

(注) 1. 前事業年度末と比較して評価性引当額が15,513千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (a)	－	－	－	－	－	75,366	75,366
評価性引当額	－	－	－	－	－	△75,366	△75,366
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	100千円
未払賞与	2,414千円
減価償却費	49,292千円
繰越欠損金 (注) 2	74,096千円
その他	5,670千円
繰延税金資産小計	131,574千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△74,096千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△43,060千円
評価性引当額小計 (注) 1	△117,156千円
繰延税金資産合計	14,418千円
繰延税金資産の純額	14,418千円

(注) 1. 前事業年度末と比較して評価性引当額が23,447千円減少しております。この減少の主な内容は、減価償却に係る評価性引当額の減少によるものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	—	—	74,096	74,096
評価性引当額	—	—	—	—	—	△74,096	△74,096
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.17%
住民税均等割等	1.10%
評価性引当額の増減	△88.63%
その他	△0.63%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△53.40%

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社は、DX事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	デジタル顧客獲得支援サービス	デジタル顧客育成支援サービス	合計
外部顧客への売上高	270,532	260,995	531,528

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	工藤 勉	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 68.2	債務被保証	当社銀行借 入に対する 連帯保証	82,500	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は銀行借入に関して、代表取締役工藤勉から債務保証を受けております。

また、上記取引金額には当該債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	30.07円
1株当たり当期純利益	21.49円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純利益	
当期純利益(千円)	40,585
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	40,585
普通株式の期中平均株式数(株)	1,888,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2018年5月21日開催の取締役会決議による第2回新株予約権 新株予約権の数 66個 (普通株式 19,800株) 2018年11月22日開催の取締役会決議による第3回新株予約権 新株予約権の数 27個 (普通株式 8,100株) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(第三者割当増資による新株式の発行)

1. 株式会社マイナビ

当社は、2020年12月22日開催の取締役会において、株式会社マイナビに対する第三者割当による新株式の発行を決議しておりましたが、2021年1月25日に払込が完了いたしました。

新株式発行の概要は以下のとおりです。

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式151株
(2) 発行価額	1株につき477,484円
(3) 発行価額の総額	72,100千円
(4) 増加する資本金の額	36,050千円
(5) 増加する資本準備金の額	36,050千円
(6) 払込期日	2021年1月25日
(7) 資金の用途	①事業拡大に伴う運転資金 ②新規採用に係る採用費及び人件費

2. ピアラベンチャーズ1号投資事業有限責任組合

当社は、2021年7月15日開催の取締役会において、ピアラベンチャーズ1号投資事業有限責任組合に対する第三者割当による新株式の発行を決議し、2021年8月10日に払込が完了いたしました。

新株式発行の概要は以下のとおりです。

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式52株
(2) 発行価額	1株につき477,484円
(3) 発行価額の総額	24,829千円
(4) 増加する資本金の額	12,414千円
(5) 増加する資本準備金の額	12,414千円
(6) 払込期日	2021年8月10日
(7) 資金の使途	①事業拡大に伴う運転資金 ②新規採用に係る採用費及び人件費

(新株予約権の発行)

1. 第4回新株予約権の発行

当社は、2021年1月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社役員及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2021年1月25日に割当てました。

(1) 付与対象者の区分及び人数

当社従業員 1名、当社取締役 2名

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 420株

(3) 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

(4) 新株予約権の権利行使価格

1株につき477,484円

(5) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額

発行価格：477,484円

資本組入額：238,742円

(6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格の総額及び資本組入額の総額

発行価格の総額：200,543,280円

資本組入額の総額：100,271,640円

(7) 新株予約権の行使期間

2023年1月26日から2031年1月25日

(8) 新株予約権を発行する理由

当社従業員及び役員に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の収益拡大と体質強化を図るため

2. 第5回新株予約権の発行

当社は、2021年3月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社提携先企業に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2021年3月31日に割当てました。

(1) 付与対象者の区分及び人数

当社提携先企業 1社

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 317株

(3) 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

- (4) 新株予約権の権利行使価格
1株につき477,484円
- (5) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額
発行価格：477,484円
資本組入額：238,742円
- (6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格の総額及び資本組入額の総額
発行価格の総額：151,362,428円
資本組入額の総額：75,681,214円
- (7) 新株予約権の行使期間
当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされた日より1年経過する日から2年間。
- (8) 新株予約権を発行する理由
当社提携先企業との取引及び協業関係をより一層強固なものとするにより、当社の収益拡大と体質強化を図るため

3. 第6回新株予約権の発行

当社は、2021年3月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2021年3月31日に割当てました。

- (1) 付与対象者の区分及び人数
当社従業員 1名
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 32株
- (3) 新株予約権の払込金額
金銭の払込を要しないものとする。
- (4) 新株予約権の権利行使価格
1株につき477,484円
- (5) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額
発行価格：477,484円
資本組入額：238,742円
- (6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格の総額及び資本組入額の総額
発行価格の総額：15,279,488円
資本組入額の総額：7,639,744円
- (7) 新株予約権の行使期間
2023年3月31日から2031年3月30日
- (8) 新株予約権を発行する理由
当社従業員に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の収益拡大と体質強化を図るため

4. 第7回新株予約権の発行

当社は、2021年8月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2021年8月31日に割当てました。

- (1) 付与対象者の区分及び人数
当社従業員 3名
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 88株
- (3) 新株予約権の払込金額
金銭の払込を要しないものとする。
- (4) 新株予約権の権利行使価格
1株につき477,484円

- (5) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額
発行価格：477,484円
資本組入額：238,742円
- (6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格の総額及び資本組入額の総額
発行価格の総額：42,018,592円
資本組入額の総額：21,009,296円
- (7) 新株予約権の行使期間
2023年8月31日から2031年8月30日
- (8) 新株予約権を発行する理由
当社従業員に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の収益拡大と体質強化を図るため

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2021年8月18日開催の取締役会決議及び2021年8月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年9月14日付で株式分割及び定款の一部を変更し単元株制度の採用をしております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

株式上場後の株式流通環境を見据え、投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2021年9月13日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき300株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	6,497株
株式分割により増加する株式数	1,942,603株
株式分割後の発行済株式総数	1,949,100株
株式分割後の発行可能株式総数	3,000,000株

③ 分割の効力発生日

効力発生日 2021年9月14日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

今回の株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
期末発行済株式数(株)	1,888,200
1株当たり純資産額	8.57円
期中平均株式数(株)	1,884,807
1株当たり当期純損失(△)	△21.17円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
期末発行済株式数 (株)	1,888,200
1株当たり純資産額	30.07円
期中平均株式数 (株)	1,888,200
1株当たり当期純利益	21.49円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

⑤ 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株と決議しております。

(3) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

② 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2021年9月14日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第2回新株予約権	310,000円	1,034円
第3回新株予約権	396,000円	1,320円
第4回新株予約権	477,484円	1,592円
第5回新株予約権	477,484円	1,592円
第6回新株予約権	477,484円	1,592円
第7回新株予約権	477,484円	1,592円

(非連結子会社の清算)

当社が2018年8月17日開催の取締役会において解散を決議いたしました非連結子会社であるf-code (Thailand) Co., Ltd. について、現地の法令に従い必要な手続きが完了し、2021年9月17日付で清算が終了いたしました。

これにより、2021年12月期第3四半期会計期間において子会社清算益312千円(特別利益)を計上しております。

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大状況について、今後の収束時期を明確に予測することは困難ではありますが、当第3四半期累計期間の財務諸表作成日現在においては、当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性は少ないものと想定しております。このような状況のもと、現時点において入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

当社では、今後の動向による影響について引き続き注視してまいります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)
減価償却費	2,121千円

(株主資本等関係)

株主資本の著しい変動

当第3四半期累計期間において、2021年1月25日を払込期日とする第三者割当増資により新株式151株、2021年8月10日を払込期日とする第三者割当増資により新株式52株をそれぞれ発行しており、当該増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ48,464千円増加いたしました。

この結果、当第3四半期会計期間末において資本金が148,464千円、資本剰余金が292,610千円となっております。

なお、当社は2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記発行株式数は当該株式分割前の数値を記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、DX事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり四半期純利益	70円99銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	137,182
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	137,182
普通株式の期中平均株式数(株)	1,932,489
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2021年1月25日開催の取締役会決議による第4回新株予約権 新株予約権の数 420個 (普通株式 126,000株) 2021年3月30日開催の取締役会決議による第5回新株予約権 新株予約権の数 317個 (普通株式 95,100株) 2021年3月30日開催の取締役会決議による第6回新株予約権 新株予約権の数 32個 (普通株式 9,600株) 2021年8月30日開催の取締役会決議による第7回新株予約権 新株予約権の数 88個 (普通株式 26,400株)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【有価証券明細表】

【有形固定資產等明細表】

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

【社債明細表】

【借入金等明細表】

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

区分	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)
長期借入金	38,184	121,196	18,120	14,120

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	636	2,735	316	—	3,055

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2020年12月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	120
預金	
普通預金	325,086
計	325,086
合計	325,207

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社博報堂	2,640
合計	2,640

期日別内訳

期日	金額(千円)
2021年3月満期	2,640
合計	2,640

③ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ライトオン	37,850
株式会社AOKI	22,570
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	11,114
株式会社ポケモンセンター	5,151
株式会社日本ハウスホールディングス	4,670
その他	43,165
合計	124,523

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
120,011	1,309,750	1,305,238	124,523	91.3	34.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

④ 買掛金

相手先	金額(千円)
Google LLC	61,933
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	33,483
藤原 賢太	5,280
中村 旭宏	1,870
株式会社CFPコンサルティング	1,531
その他	4,187
合計	108,286

⑤ 未払金

区分	金額(千円)
ワイジェイカード株式会社	12,749
従業員賞与	6,290
ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社	5,393
ユーシーカード株式会社	2,255
American Express International, Inc.	1,717
その他	6
合計	28,412

⑥ 未払費用

区分	金額(千円)
従業員給与	15,569
株式会社ジーネクスト	4,620
社会保険料等	4,024
カラビナテクノロジー株式会社	1,760
Amazon Web Services, Inc.	1,731
その他	11,909
合計	39,614

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://f-code.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年1月4日	門田 芳典	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	月原 直哉	神奈川県茅ヶ崎市	—	83	560,416 (6,752) (注) 4	役員退任予定のため
2019年1月4日	門田 芳典	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	工藤 勉	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10位)	66	445,632 (6,752) (注) 4	役員退任予定のため
2019年1月4日	門田 芳典	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	長島 毅	長野県北佐久郡	特別利害関係者等(大株主上位10位)	66	445,632 (6,752) (注) 4	役員退任予定のため
2019年1月4日	門田 芳典	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	島田 裕一	千葉県市川市	—	66	445,632 (6,752) (注) 4	役員退任予定のため
2019年3月22日	尾上 雅則	神奈川県川崎市	—	工藤 毅	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10位)	38	1,558,000 (41,000) (注) 4	役員退任予定のため
2019年3月22日	尾上 雅則	神奈川県川崎市	—	長島 毅	長野県北佐久郡	特別利害関係者等(大株主上位10位)	38	1,558,000 (41,000) (注) 4	役員退任予定のため
2019年3月22日	尾上 雅則	神奈川県川崎市	—	月原 直哉	神奈川県茅ヶ崎市	—	46	1,886,000 (41,000) (注) 4	役員退任予定のため
2019年3月22日	尾上 雅則	神奈川県川崎市	—	島田 裕一	千葉県市川市	—	38	1,558,000 (41,000) (注) 4	役員退任予定のため
2020年4月10日	門田 芳典	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	工藤 勉	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10位)	25	168,800 (6,752) (注) 4	役員退任のため
2020年6月1日	月原 直哉	神奈川県茅ヶ崎市	—	須合 聡	茨城県つくばみらい市	当社従業員	204	5,326,236 (26,109) (注) 4	役員退任のため
2020年6月1日	月原 直哉	神奈川県茅ヶ崎市	—	平井 隆仁	東京都中央区	特別利害関係者等(当社取締役)	32	835,488 (26,109) (注) 4	役員退任のため
2020年10月1日	長島 毅	長野県北佐久郡	特別利害関係者等(大株主上位10位)	衣笠 慎吾	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	95	3,016,250 (31,750) (注) 4	役員退任予定のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年10月1日	長島 毅	長野県北佐久郡	特別利害関係者等(大株主上位10位)	工藤 勉	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10位)	51	1,619,250 (31,750) (注) 4	役員退任予定のため
2020年10月1日	長島 毅	長野県北佐久郡	特別利害関係者等(大株主上位10位)	今村 元太	東京都中野区	特別利害関係者等(当社監査役)	15	476,250 (31,750) (注) 4	役員退任予定のため
2020年12月15日	DMクラスター株式会社代表取締役平林 満	福井県福井市開発2丁目208番	—	株式会社マイナビ代表取締役中川 信行	東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号パレスサイドビル6F	特別利害関係者等(大株主上位10位)	32	15,279,488 (477,484) (注) 4	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2020年12月15日	株式会社オークファン代表取締役武永 修一	東京都品川区上大崎2丁目13番30 oak meguro 3 F	—	株式会社マイナビ代表取締役中川 信行	東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号パレスサイドビル6F	特別利害関係者等(大株主上位10位)	26	12,414,584 (477,484) (注) 4	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2021年7月1日	島田 裕一	千葉県市川市	—	工藤 勉	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10位)	120	2,951,880 (24,599) (注) 4	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2021年7月1日	島田 裕一	千葉県市川市	—	荒井 裕希	東京都新宿区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10位)	100	2,459,900 (24,599) (注) 4	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2021年7月1日	島田 裕一	千葉県市川市	—	山崎 晋一	東京都新宿区	特別利害関係者等(当社取締役)	24	590,376 (24,599) (注) 4	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2019年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしてされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

- (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 当社は、2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合とする株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	新株予約権①
発行年月日	2021年1月25日	2021年8月10日	2021年1月25日
種類	普通株式	普通株式	第4回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 151 (注) 8	普通株式 52 (注) 8	普通株式 420 (注) 8
発行価格	477,484円	477,484円	477,484円
資本組入額	238,742円	238,742円	238,742円
発行価額の総額	72,100,084円	24,829,168円	200,543,280円
資本組入額の総額	36,050,042円	12,414,584円	100,271,640円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	2020年12月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2	(注) 3

項目	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2021年3月31日	2021年3月31日	2021年8月30日
種類	第5回新株予約権	第6回新株予約権 (ストックオプション)	第7回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 317 (注) 8	普通株式 32 (注) 8	普通株式 88 (注) 8
発行価格	477,484円	477,484円	477,484円
資本組入額	238,742円	238,742円	238,742円
発行価額の総額	151,362,428円	15,279,488円	42,018,592円
資本組入額の総額	75,681,214円	7,639,744円	21,009,296円
発行方法	2021年3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2021年3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2021年8月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 4	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所へ

の報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2020年12月31日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
5. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき 477,484円	1株につき 477,484円	1株につき 477,484円	1株につき 477,484円
行使期間	2022年1月26日から 2031年1月25日まで	当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされた日より1年経過する日から2年間。	2023年3月31日から 2031年3月30日まで	2023年8月31日から 2031年8月30日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

8. 2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合とする株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社マイナビ 代表取締役 中川信行 資本金2,102百万円	東京都千代田区一ツ橋1 丁目1番1号	人材紹介業	普通株式 151	72,100,084 (477,484)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)

(注) 1. 株式会社マイナビは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10位）となりました。

2. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で1株につき300株の割合とする株式分割を行っておりますが、上記の「割当株数」及び「価格（単価）」は、株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
ピアラベンチャーズ 1号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区恵比寿4丁目 20番3号	投資業	普通株式 52	24,829,168 (477,484)	当社取引先

(注) 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で1株につき300株の割合とする株式分割を行っておりますが、上記の「割当株数」及び「価格（単価）」は、株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
荒井 裕希	東京都新宿区	会社役員	160	76,397,440 (477,484)	特別利害関係者等 (大株主上位10位、 当社取締役)
山崎 晋一	東京都新宿区	会社役員	60	28,649,040 (477,484)	特別利害関係者等 (当社取締役)
平井 隆二	東京都中央区	会社役員	200	95,496,800 (477,484)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で1株につき300株の割合とする株式分割を行っておりますが、上記の「割当株数」及び「価格（単価）」は、株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社リヴァンプ 代表取締役 湯浅智之 資本金100百万円	東京都港区北青山2丁目 12番16号	投資業	317	151,362,428 (477,484)	当社取引先

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で1株につき300株の割合とする株式分割を行っておりますが、上記の「割当株数」及び「価格（単価）」は、株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
中村 旭宏	東京都江東区	会社員	32	15,279,488 (477,484)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で1株につき300株の割合とする株式分割を行っておりますが、上記の「割当株数」及び「価格(単価)」は、株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
佐野 瑞生	東京都世田谷区	会社員	74	35,333,816 (477,484)	当社従業員
阿部 朱美	京都府京都市	会社員	7	3,342,388 (477,484)	当社従業員
土屋 亮二郎	東京都新宿区	会社員	7	3,342,388 (477,484)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2021年8月18日開催の取締役会決議により、2021年9月14日付で1株につき300株の割合とする株式分割を行っておりますが、上記の「割当株数」及び「価格(単価)」は、株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
工藤 勉 ※1、2	東京都目黒区	1,323,300	59.29
梅澤 康二 ※1、4	東京都多摩市	118,500	5.31
荒井 裕希 ※1、3	東京都新宿区	110,400 (48,000)	4.95 (2.15)
株式会社マイナビ ※1	東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号 パレ スサイドビル6F	100,800	4.52
株式会社リヴァンプ	東京都港区北青山2丁目12番16号 北青山吉 川ビル3F	95,100 (95,100)	4.26 (4.26)
平井 隆仁 ※3	東京都中央区	69,600 (60,000)	3.12 (2.69)
須合 聡 ※1、5	茨城県つくばみらい市	65,100 (3,900)	2.92 (0.17)
長島 毅 ※1	長野県北佐久郡	48,000	2.15
衣笠 慎吾 ※1、5	東京都目黒区	31,500	1.41
大山 卓也 ※1	東京都世田谷区	30,000	1.34
山崎 晋一 ※3	東京都新宿区	27,600 (18,000)	1.24 (0.81)
門田 芳典 ※1	東京都渋谷区	24,900	1.12
佐野 瑞生 ※5	東京都世田谷区	22,200 (22,200)	0.99 (0.99)
中村 学 ※5	千葉県習志野市	19,800 (19,800)	0.89 (0.89)
曾我 健 ※1	東京都武蔵野市	19,500	0.87
ピアラベンチャーズ1号投資事業 有限責任組合	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿 ガーデンプレイスタワー13F	15,600	0.70
山岡 佑 ※4	東京都渋谷区	13,500	0.60
菅原 冬樹	Victoria, Australia 3066	12,300	0.55
シンビアント株式会社	東京都渋谷区代々木2丁目23番1号	12,300	0.55
中村 旭宏 ※5	東京都江東区	9,600 (9,600)	0.43 (0.43)
今村 元太 ※4	東京都中野区	9,300	0.42
有富 丈之	東京都港区	7,800	0.35
岡 登志雄	東京都杉並区	7,800	0.35
岩野 達志	東京都港区	7,800	0.35
橋本 政啓	東京都港区	4,800	0.22
堀内 健太郎	東京都港区	4,800	0.22
林 良太	東京都千代田区	3,900	0.17
月原 直哉	神奈川県茅ヶ崎市	3,000	0.13
今里 慎作	埼玉県川越市	3,000	0.13

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
露木 大輔	東京都港区	2,400	0.11
小林 美香 ※5	東京都荒川区	2,100 (2,100)	0.09 (0.09)
阿部 朱美 ※5	京都府京都市	2,100 (2,100)	0.09 (0.09)
土屋 亮二郎 ※5	東京都新宿区	2,100 (2,100)	0.09 (0.09)
角田 翔	東京都渋谷区	1,500	0.07
計	—	2,232,000 (282,900)	100.00 (12.67)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(当社代表取締役)
3. 特別利害関係者等(当社取締役)
4. 特別利害関係者等(当社監査役)
5. 当社の従業員
6. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
7. ()内は、新株予約権による潜在株式数およびその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2021年11月11日

株式会社エフ・コード
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢治 博之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフ・コードの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフ・コード及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月11日

株式会社エフ・コード
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢治 博之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚 徹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフ・コードの2019年1月1日から2019年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフ・コードの2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月11日

株式会社エフ・コード
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢治 博之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフ・コードの2020年1月1日から2020年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフ・コードの2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月11日

株式会社エフ・コード
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢治 博之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフ・コードの2021年1月1日から2021年12月31日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2021年1月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エフ・コードの2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

